

SAIKYO SHINKIN BANK

2021 年度

2021年4月1日～2022年3月31日

レポート



西京信用金庫オリジナルキャラクター
サイの京子ちゃん



地域のために この街のために そして あなたのために

西京信用金庫

ごあいさつ

平素は西京信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに当金庫第 105 期（2021 年度）事業の概要につきましてご報告申し上げますとともに、謹んでご挨拶させていただきます。

2021 年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチンの普及により持ち直しの動きがみられましたが、変異株の感染拡大や半導体などの供給制約等が景気回復の足かせとなりました。年明け以降は、ロシアのウクライナ侵攻などにより世界的に資源価格や穀物価格等が高騰し、景気に悪影響を及ぼすことが懸念されております。

金融面では、日本銀行の長引く超低金利政策が金融機関の収益力を低下させており、金融システムの安定化や円滑な金融仲介機能が妨げられるリスクが高まっております。また、世界的なインフレ進行に伴い金融政策が引き締めに転じる国がある一方、我が国では金融緩和政策が維持されていることなどから円安が進行しており、輸入物価の上昇を通じて企業収益や個人消費に下押し圧力がかかるおそれが出ております。

このような環境の中で、信用金庫は、新型コロナウイルス感染症や物価高の進行により影響を受けた取引先に対し、その経営状況やライフステージに応じた適切な金融支援に引き続き取り組んでいくとともに、ポストコロナにおける取引先のビジネスモデルの再構築に向けた経営改善・事業再生・事業転換支援等や、地域社会が抱える様々な課題の解決を図っていくことが求められております。また、SDGs（持続可能な開発目標）や脱炭素社会への取り組み等を通じてサステナブル社会の構築を目指していくことも重要となります。さらに、マネー・ローンダリングやサイバーセキュリティ対策の一層の強化により、経営管理態勢の充実に引き続き尽力していく必要があります。

2021 年度は、当金庫の 3 ヶ年経営計画の初年度であり、地域経済への支援と持続可能な地域社会の実現を目指して、6 つの施策、「持続可能な地域社会の実現に向けた SDGs の取り組み」、「顧客基盤の拡充」、「収益性の向上」、「効率性・生産性の向上」、「人材力の強化」、「内部管理態勢の充実」を着実に実施してまいりました。これらの施策の実施状況は次の通りです。

① 「持続可能な地域社会の実現に向けた SDGs の取り組み」については、「すべての人に健康と福祉を」、「人や国の不平等をなくそう」を実現するために、現在も続く新型コロナウイルス感染症の影響により生理的貧困に晒されている地域の皆さまに向けて、防災備蓄品（生理用品）の配布を実施いたしました。

また、「住み続けられるまちづくり」を推進するために、お客さまの防災対策をお手伝いしており、防災関連融資商品を取り揃えております。東京都と連携した「政策特別融資『そなえ』」は、金融機関の中で当金庫だけが取り扱える商品です。その他、1981 年の耐震基準改定前の木造建築物を対象とした「耐震改修工事資金融資」も取り扱っております。

さらに、地域防災の一環として、杉並区、練馬区との連

携により空家等対策に関する金融商品を開発し、空家の改修、解体費用等の融資を行っております。

事業者支援については、本部の専担者による「取引先支援を行うための相談チーム」が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた飲食業、イベント関連事業者を中心に個別訪問を実施し、必要に応じて外部専門機関と連携しながらオンライン相談等を活用して、取引先に対して本業支援や事業再構築補助金の申請支援等を行いました。

なお、事業承継に関しては、本部専担部署による支援に加え、東京都の補助事業「地域金融機関による事業承継促進事業」に基づき外部専門家の取引先への個別派遣を実施し、事業承継計画の作成支援を行いました。

② 「顧客基盤の拡充」については、防災定期預金の募集に取り組んだほか、「職域サポートローン」の取り扱いにより、事業所取引及び従業員取引の強化を図りました。

また、2022 年 1 月 11 日には八重洲口営業部を新規にオープンし、地域の発展並びに事業所先の支援に努めております。

③ 「収益性の向上」については、長期的な視点に立って価値ある課題解決の提案やきめ細かなフォローアップを行い、地域の資金繰り支援に迅速かつ積極的に取り組んだ結果、貸出金利息収入は増加いたしました。

④ 「効率性・生産性の向上」については、不要不急の経費の削減を進めるとともに、システムの活用による事務の効率化等に取り組みました。

⑤ お客さまに高度な金融サービス等を提供するための「人材力の強化」については、金融関係の資格取得を推進するとともに、高度な専門的知識を活用するために、継続教育の体制を整備し、顧客本位の営業推進活動ができるよう取り組んでまいりました。

⑥ 「内部管理態勢の充実」については、不祥事件の未然防止態勢及び反社会的勢力排除のための態勢の強化に取り組むとともに、マネー・ローンダリング対策等の重要課題に対する対応強化を進めております。

これらの基盤を固めた上で、地域防災力の向上や災害時生活必需品の一部配布といった「持続可能な地域社会の実現に向けた SDGs の取り組み」という地域貢献策に一層注力することにより、地域社会からの信頼を確保し、地域経済と皆さまの暮らしを全力でサポートする方針であり、そのために不断の経営努力を行う所存です。

何卒、皆さま方には今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 7 月



理事長

北村 啓介



西京信用金庫の概要 (2022年3月31日現在)

設 立	1918年11月16日
本 店	東京都新宿区新宿 4-3-20
出 資 金	25億60百万円
会 員 数	35,720名
店 舗 数	31店舗 (うち出張所2店舗)
常勤役員数	319名
預金積金残高	7,061億33百万円
貸 出 金 残 高	3,973億41百万円

役員一覧 (2022年6月30日現在)

理事長(代表理事)	北 村 啓 介
専 務 理 事	江 原 保 徳
常 務 理 事	長 谷 川 貴 宏
常 務 理 事	塚 越 千 鶴
常 勤 理 事	寺 本 紀 仁
常 勤 理 事	中 澤 一 之
常 勤 理 事	大 神 田 稔
理 事 (非 常 勤)	大 浦 淳
理 事 (非 常 勤)	渡 部 訓
常 勤 監 事	中 澤 健
員外監事(非常勤)	中 川 純 良
員外監事(非常勤)	奥 野 美 晴

(注1) 理事 北村啓介、塚越千鶴、渡部訓は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(注2) 監事 中川純良、奥野美晴は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

目次

ごあいさつ	1
西京信用金庫の概要	2
役員一覧	2

活動のご報告

活動のご報告

“さいきょう”と地域の皆さま	3
SDGsに向けた取り組み	5
経営改善支援と地域活性化のための取り組み	7
新型コロナウイルス感染症対策への取り組み	9
トピックス	10
事業の概況	11

“さいきょう”について

金庫概要	13
総代会	15
主な業務・サービスのご案内	17
内部管理体制	
内部管理基本方針	19
コンプライアンス体制	19
顧客保護等管理体制	20
リスク管理体制	23

資料編

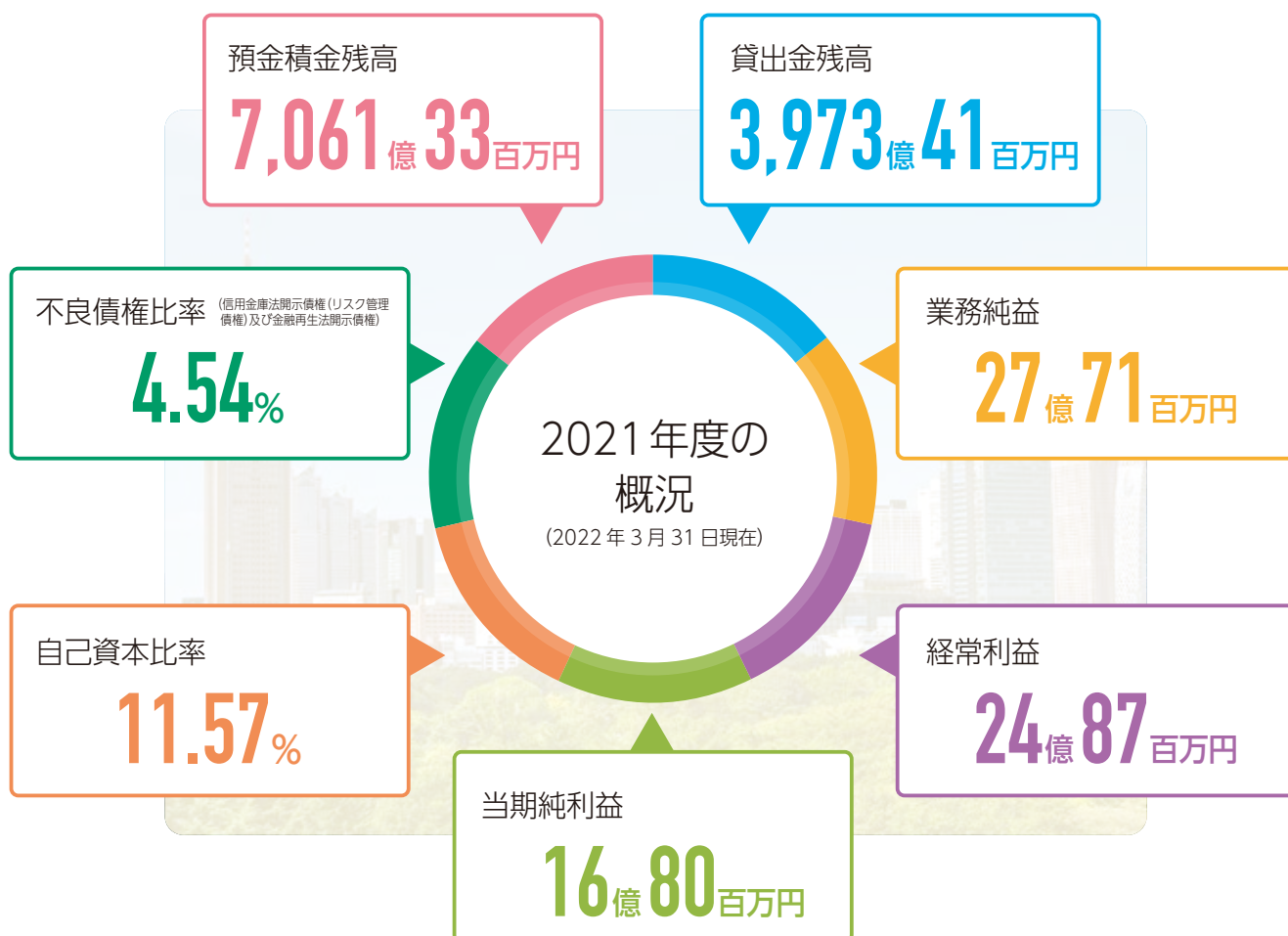
財務諸表	25
主な業務の状況	31
自己資本の充実の状況	37

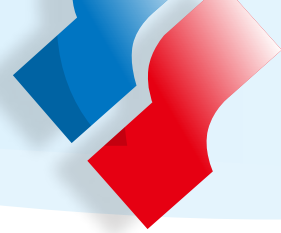
開示項目一覧	45
店舗配置図／店舗一覧	46

“さいきょう” と地域の皆さま

地域のために この街のために そして あなたのために

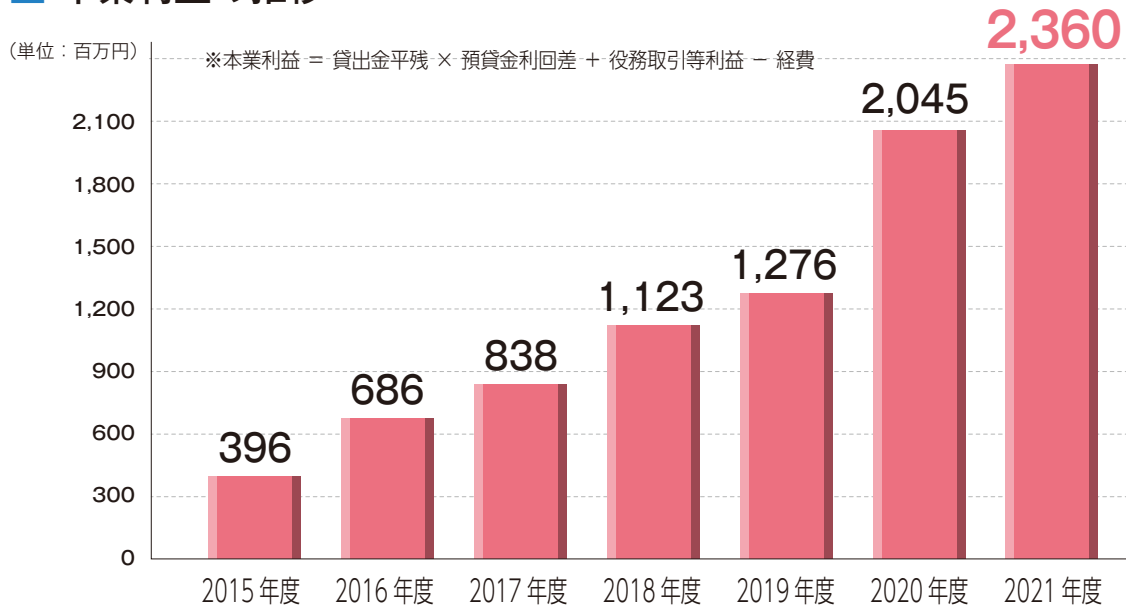
西京信用金庫は、都内及び埼玉県西南地域一部を事業区域として、地元の中企業並びに経営者や住民の皆さまが会員となり、お互いの助け合いと発展を目的に運営されている協同組織の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)を、地元のお客さまにご融資する地域金融事業を通じてお客さまの事業や暮らしの繁栄にお役立ていただいております。当金庫は、地域社会の一員として、地域の皆さまとの緊密な信頼関係を形成し、地域経済の持続的発展に努めるとともに、文化的・社会的な分野においても広く地域社会の活性化の実現に取り組んでおります。





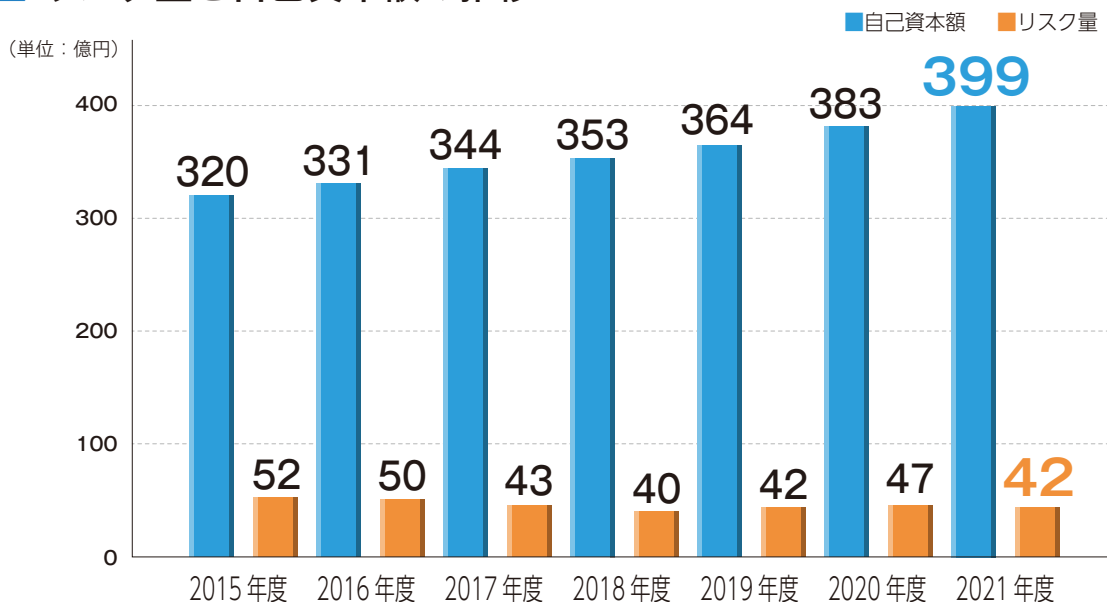
本業利益は、増益を続けています。

■ 本業利益の推移



各種のリスクを減らしながら、安定的な利益を確保しており、
自己資本額は増加を続けています。

■ リスク量と自己資本額の推移



SDGs に向けた取り組み

当金庫は SDGs (持続可能な開発目標) に向けた取り組みとして、地域防災力向上のための様々な活動を行ってまいりました。また、コロナ禍等でお困りの方々に防災備蓄品の一部をお配りしたり、近隣の子ども食堂に食品を寄贈するなど、地域経済への支援と持続可能な地域社会の実現を目指して取り組んでおります。




防災備蓄品の配布

防災備蓄品を 一部配布します

西京信用金庫では、
防災備蓄品のうち**生理用品**を配布しています。

必要な方は、下の絵のバッジを付けている女性職員に、
チラシまたは**スマホ**で西京信金の HP に掲載してある
チラシ画像をお示しいただければ、お声に出さなくても大丈夫です。



- 西京信用金庫とお取引のない方にもお配りします。
- お名前やご住所などの個人情報はお伺いしません。
- 1 パック(30 個入り)を店舗で配布いたします(お一人 1 パック)。無くなりましたら終了とさせていただきます。

チラシまたは HP の「**店舗一覧**」(原宿支店を除く)をご覧ください、
お近くの西京信用金庫へお越しください。

配布時間 平日 AM9:00~PM3:00
(大谷口と方南町の出張所は 11:30~12:30 は昼休みです。)



西京信用金庫


▲ 案内用ポスター

防災備蓄品を 一部配布します

西京信用金庫では、
防災備蓄品のうち**【緊急簡易トイレ】・
【防災用ウエットティッシュ】**を
配布しています。


必要な方は、窓口を設置された**チラシ**のところで
職員にお声かけ下さい。

- 西京信用金庫とお取引のない方にもお配りします。
- お名前やご住所などの個人情報はお伺いしません。
- おひとり様それぞれ2つまでとさせていただきます、
無くなりましたら終了とさせていただきます。
- 経年劣化が生じる可能性がありますので、あらかじめ
ご了承ください。



「**店舗一覧**」をご覧ください、
お近くの西京信用金庫へお越しください。

配布時間 平日 AM9:00~PM3:00
(原宿支店および大谷口と方南町の出張所は
11:30~12:30 は昼休みです。)



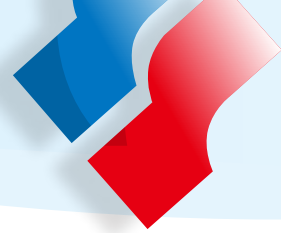
西京信用金庫

▲ 案内用ポスター

西京信用金庫では、長引くコロナ禍の影響により「生理の貧困」に晒されている方々に向け、当金庫における「SDGs」の一環として、防災備蓄品(生理用品)の配布を2022年1月17日(月)より各営業店(原宿支店除く)にて行っております。

配布については、専用バッジを付けた女性職員が対応しており、チラシやスマートフォンを用いてチラシ画像(ホームページ掲載)を提示していただければ、お声に出さなくてもお配りしております。個人情報もお伺いいたしません。

生理用品の配布に続き、全営業店の窓口で災害時生活必需品である『緊急簡易トイレ』と『ウエットティッシュ』をお配りしています。こちらは窓口で職員にお声かけいただければどなたでもお受け取りいただけます。生理用品同様、個人情報はお伺いしておりません。



防災対策融資商品

東京都と連携した西京防災融資『そなえ』等の取り扱い

当金庫の防災対策融資商品として、金融機関では唯一東京都と連携した西京防災融資『そなえ』は、2014年6月に耐震診断機関等と連携し都内事業者の防災対策の問題解決に資する融資制度として、当金庫が東京都に提案し採用された当金庫独自の「政策特別融資」です。また『そなえ』と併用することで返済期間を延長し、毎月の返済負担額を軽減可能とする当金庫独自融資『そなえⅡ』も取り扱っております。他にも1981年5月以前(旧耐震基準)の木造建築物を対象とした『耐震改修工事資金融資』など、お客さまの防災に対する様々なニーズにお応えし、また近年社会問題化している「空家等」対策問題にも対応する商品を取り揃えております。

商品ラインナップ	
法人・個人事業者向け	個人
東京都と連携した政策特別融資『そなえ』	住宅ローン
『そなえⅡ』	リフォームローン(まあキレイワイド)
耐震改修工事資金融資	耐震改修工事資金融資
その他の防災融資	その他の防災融資



▲ 西京防災融資『そなえ』



▲ 耐震改修工事資金融資

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。2022年6月30日現在

防災定期預金

2014年6月より取り扱いを開始した「防災定期預金」は、販売総額に0.01%を乗じた相当額を当金庫が負担し、災害時生活必需品(簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等)を購入して本部をはじめ拠点となる営業店に備蓄しております。

大きな災害があった際には地域の方を中心に、本店近隣の皆さまへ災害時生活必需品を配布させていただきます。

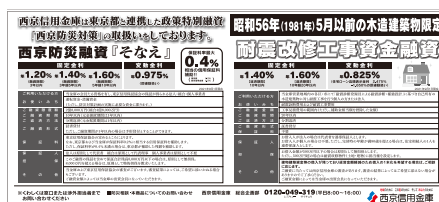
防災定期預金 ▶

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。2022年6月30日現在



▲ 大谷口出張所

当金庫の防災対策への取り組みについて



◀ 2021年9月1日 東京新聞 朝刊

当金庫の地域防災力向上に向けた取り組みは、毎年新聞等にて報道されており、東京新聞では2021年9月で8年連続の掲載となりました。



経営改善支援と地域活性化のための取り組み

当金庫は、協同組織金融機関として経営理念の一つである「豊かな地域社会の実現と中小企業の健全な発展に寄与する」ことを念頭に置いて、地域になくってはならない信用金庫を目指しております。2012年11月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、2013年9月「西京・新宿城西地域プラットフォーム」を立ち上げ、より実効性の高い企業支援に取り組んでおります。

経営者支援の取り組み

【外部支援機関や各種支援策・制度活用による経営改善支援の取り組み】

経営改善に向け意欲的に取り組む取引先に対しては、外部支援機関や各種支援策の活用が有効かつ重要な支援策と考え、当金庫と外部支援機関が連携し取り組んでおります。

経営改善支援先に対する解決策の提案及び実行支援への対応については、支援企業の状況やニーズを的確に把握し当金庫の方針を明確にした上で外部支援機関や各種支援策の活用を行っております。

また、取引先企業からの情報を基にしてニーズに合った補助金や施策を確認し提案しております。

■ 2021年度外部支援機関の活用

外部支援機関名	派遣先数
東京都中小企業振興公社	1件
東京都よろず支援拠点	41件
東京商工会議所	1件
東京信用保証協会	5件
東京都中小企業再生支援協議会 (現：東京都中小企業活性化協議会)	2件
地域金融機関による事業承継促進事業	3件
東京都事業承継・引継ぎ支援センター	1件
信金キャピタル(株)	1件

経営オンライン相談の実施

お取引企業の経営課題に対し、東京都よろず支援拠点の専門家とのオンラインによる個別相談を随時行っております。対面を避けオンラインで行うことにより新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めております。



「よろず支援拠点」は、国が後援を決定した「経営相談窓口」です。当金庫、経営相談窓口、中小企業、金融機関等の協力をあわせて個別に経営改善に専門家等が無料で対応・支援しています。
今年度は、経営相談オンライン相談会が「Zoom」を活用して、よろず支援拠点の専門家が個別にアドバイスを実施します。

日時 2021年11月2日(火) 13:30-14:30 2:15-6:00
場所 西京信用金庫 大山支店
定員 先着2名(定員にのみ先着順枠です)
申込方法 下記申込申込書に必要事項をご記入の上、お取引店舗の窓口へお申込み下さい。
TEL: 03-3359-0340(受付時間: 9:00-18:00) 西京 中野

事業者名	住所
代表者名	電話番号
事業内容	業種(業種コード)
相談内容	
希望日時	

※申込書に必要事項の記入欄は、本相談会の要約書に併せてお送りいたします。お申込みの際は、必要事項を必ずご記入ください。

◀ オンライン相談会の様子



事業承継計画策定支援

東京都の補助事業「地域金融機関による事業承継促進事業」の専門家派遣を活用し、これから事業承継を迎える事業者の支援をしております。自社の強みや弱みを分析し、後継者に引き継ぐ経営資源やスケジュールを専門家と複数回面談しながら整理し、事業承継計画を策定しております。



「事業承継」
会社・事業の将来に不安や課題はありませんか?
無料(予約制)

「笑っていますが、社長！会社の継続、後継者のこと、考えていますか？」
「んー、考えてはいませんが、後継者に何とかならぬかなという気持ちはないんだよね。」
「それでいいから、無料で専門家が助けてくれる機会があるのであるんです。是非、相談してみませんか？」

当事業での支援体系について
下記のような流れで、最大3回まで実施させていただきます！

当支援の流れ
1. 相談(無料) 2. 調査(無料) 3. 計画(無料) 4. 実行(無料)

「補助金等申請支援」の取り組み

認定経営革新等支援機関として補助金や助成金等の申請をサポートしております。2021年度は思い切った事業再構築に意欲を有するお取引企業に対し、専門家と連携し「事業再構築補助金」の申請支援を行いました。

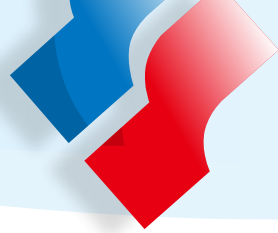


「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への取り組み

当金庫では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関して、各自治体が作成した総合戦略推進のため、地域防災、制度融資、創業支援、商店街活性化などを中心に各市、区と協調し取り組んでおります。

リースのご活用サポート

経営効率アップのためにリースの活用をお考えのお客さまへ、しんきんリース(株)をご紹介します。



創業支援の取り組み

産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の認定を受けた新宿区の「特定創業支援等事業」として創業を目指す方を対象とした創業スクールを定期的に開催しています（2021年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により開催中止）。また、2021年度は52件268百万円の創業融資を支援しました。



西京職域サポートローン

2020年7月1日より、当金庫と職域サポート契約を締結していただいた事業所の代表者・従業員の皆さまをサポートする「西京 職域サポートローン」の取り扱いを開始しました。

資金の使いみちは、①自動車関連資金、②教育関連資金、③住宅・リフォーム関連資金と①②③を目的として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローンの借り換え資金となります。



「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

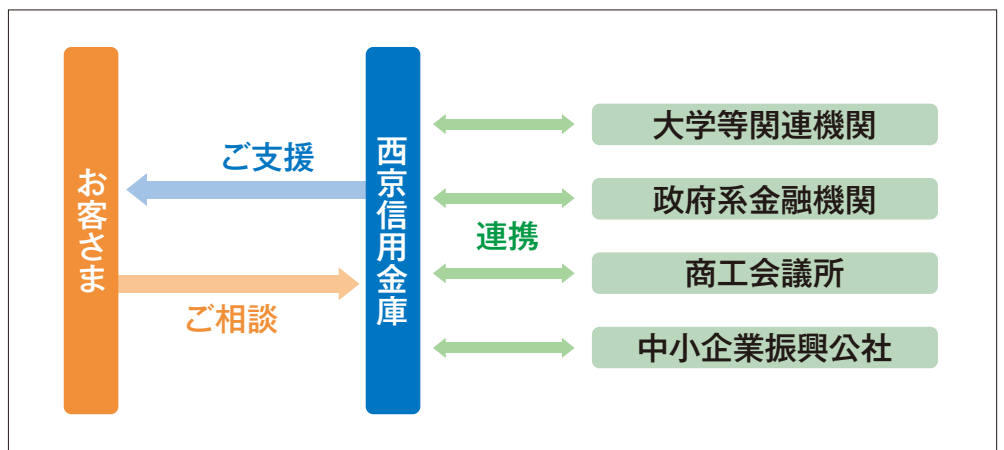
当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

	2021年度
新規に無保証で融資した件数	633件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.74%
保証契約を解除した件数	68件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限定）	1件

外部機関との連携

当金庫では、日本政策金融公庫と「業務提携の覚書」を締結、東京都中小企業振興公社と創業・新事業支援に関する覚書を締結しております。また、筑波大学、工学院大学及び東京富士大学の3大学とは、「産学連携の協力推進に係る協定書」を締結して、お客さまと各種機関を「つなぐ」そして「むすぶ」役割を果たすよう事業支援に取り組み、地域との共生を目指す金融機関として、地域との一体感を高めてまいります。



西京・新宿城西地域プラットフォーム

「西京・新宿城西地域プラットフォーム」は、当金庫が代表機関となり地域の支援機関と設立した地域プラットフォームです。地域プラットフォームでは、構成機関と連携し地域における中小企業・小規模事業者の経営を支援するための取り組みを行う他、中小企業119を通じた専門家派遣に取り組んでおります。

【西京・新宿城西地域プラットフォーム】の構成機関

代表機関	
西京信用金庫	
構成機関	
<ul style="list-style-type: none"> イー・マネージ・コンサルティング協同組合 東京商工会議所新宿支部 東京商工会議所練馬支部 	<ul style="list-style-type: none"> 新宿区文化観光産業部産業振興課 新宿区耐震補強推進協議会 東京富士大学

新型コロナウイルス感染症対策への取り組み

お客さまが安心してご来店いただけるよう、当金庫では換気及び定期的な消毒、営業店窓口へのアクリル板の設置、ロビーでのソーシャルディスタンスの確保、職員のマスク着用、手指消毒剤の設置をしております。



▲ 窓口のアクリル板設置



▲ 店頭備え置きの消毒用アルコール



▲ 感染防止徹底宣言ステッカー



▲ ソーシャルディスタンスの確保 (ATM コーナーにて)

ご来店されるお客さまへのお願い

- お客さまの感染防止のため、ご来店時にはマスク着用や、店頭備え置きの消毒用アルコールにて手指の消毒等にご協力ください。
- 発熱や風邪症状など、体調がすぐれないお客さまはご来店をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- お急ぎでないご用件につきましては、ご来店時期をご検討いただき、月末・月初・年金支給日等、多くのお客さまがご来店になる日は、できるだけ避けてご利用ください。
- ご来店時はお客さま同士、できるだけ距離を開けてお待ちください。また、混雑時には入店をしばらくお待ちいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- お客さまの外出によるリスク低減のため、インターネットバンキング等非対面サービスのご利用もご検討ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の経営相談

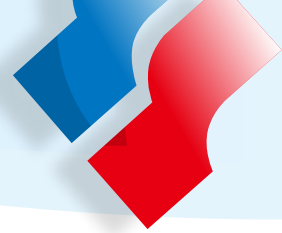
本部の中小企業診断士を中心とした「取引先支援を行うための相談チーム」を組成し、営業店、外部専門家等と連携して新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者と面談し、様々な経営に関するアドバイスを行っております。

新型コロナウイルス感染症関連融資の取り扱い状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰り支援や課題解決に向けた取り組みを積極的に実施しております。引き続き、全力を挙げて丁寧かつ迅速な対応を図ってまいります。

■ 新型コロナウイルス感染症関連融資の取り扱い状況 (2022年3月31日現在)

融資件数	7,553 件
融資金額	1,005 億円



トピックス

2021

4月

- 新入職員 20 名入庫 ①

5月

- 東中野支店が移転オープン ②

6月

- 第 72 回「通常総代会」開催（西京信用金庫 本店）
- 「東京都よろず支援拠点」オンライン経営相談会を開催（4、11、16、18、21 日）

7月

- 「東京都よろず支援拠点」オンライン経営相談会を開催（8、9、13、14 日）

8月

9月

- ビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」取り扱い開始 ③

10月

- 「東京都よろず支援拠点」オンライン経営相談会を開催（19、22、26 日）

11月

- 「東京都よろず支援拠点」オンライン経営相談会を開催（2、5、15、18、22 日）
- 防災定期預金を販売（販売期間 2021 年 11 月 15 日～ 2022 年 1 月 31 日）

12月

2022

1月

- 東京駅八重洲口近隣に「八重洲口営業部」をオープン ④
- 同日、銀座支店が八重洲口営業部内に移転
- SDGs の一環として各営業店（原宿支店除く）にて、防災備蓄品（生理用品）の配布を開始

2月

3月



① 入庫式の様子（4 月）



② 東中野支店の外観（5 月）



③ 「しんきんコネクト」サイト（9 月）



④ 八重洲口営業部の外観（1 月）

お客さまのご要望にお応えさせていただきました

ご来店アンケートにおきまして、お客さまから寄せられたご要望にお応えして、建物・設備の構造上、設置が可能な ATM にはすべて荷物置台を設置いたしました。

今後もお客さまからのご意見・ご要望に真摯に対応させていただき、サービスの向上に努めてまいります。

荷物置台の設置された ATM ▶



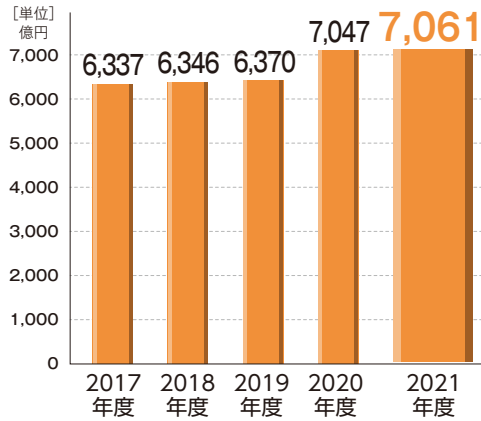
事業の概況

預金積金・貸出金残高の推移

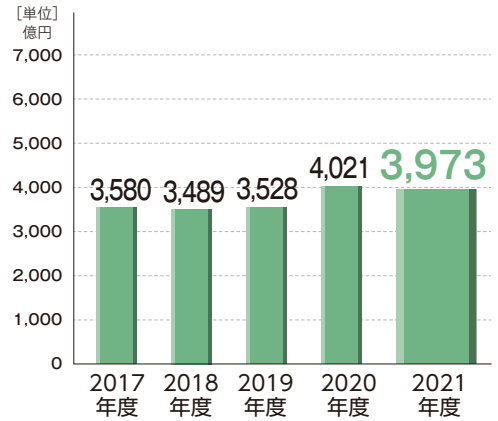
預金積金残高は増加
貸出金残高は減少

預金積金残高は前年度に比べ13億円増加し、7,061億円となりました。
貸出金残高は前年度に比べ48億円減少し、3,973億円となりました。

■ 預金積金残高の推移



■ 貸出金残高の推移

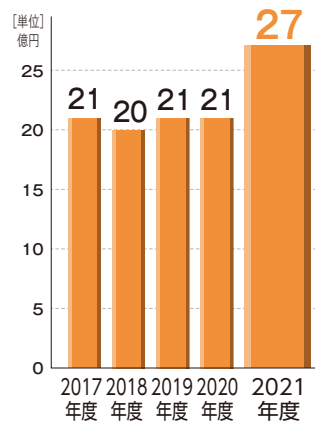


損益状況の推移

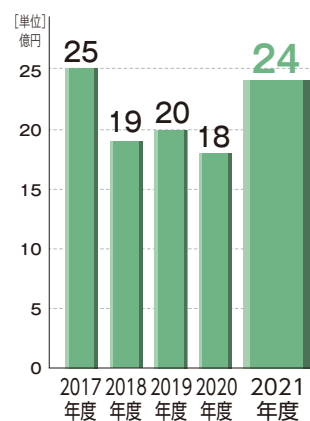
各種利益は前年度に比べ増益

業務純益は27億円、経常利益は24億円、当期純利益は16億円となり、いずれも高水準の利益を計上しました。

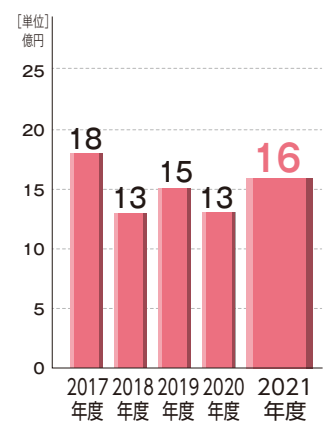
■ 業務純益の推移



■ 経常利益の推移



■ 当期純利益の推移

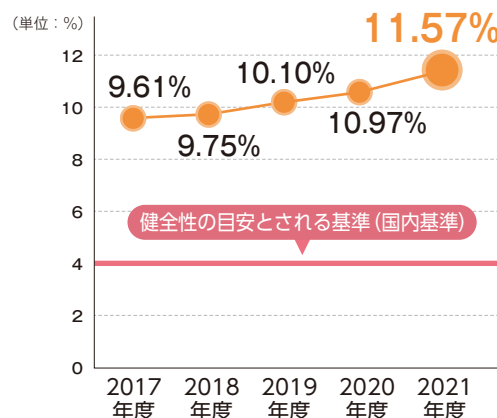


自己資本の推移

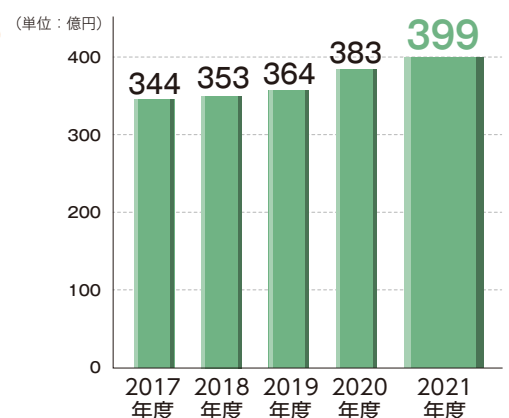
国内基準を大きく上回る健全性を確保

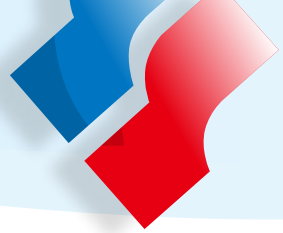
自己資本比率は前年度に比べ0.6ポイント上昇し11.57%となりました。
自己資本額は着実に増加して399億円となりました。

■ 自己資本比率の推移



■ 自己資本額の推移



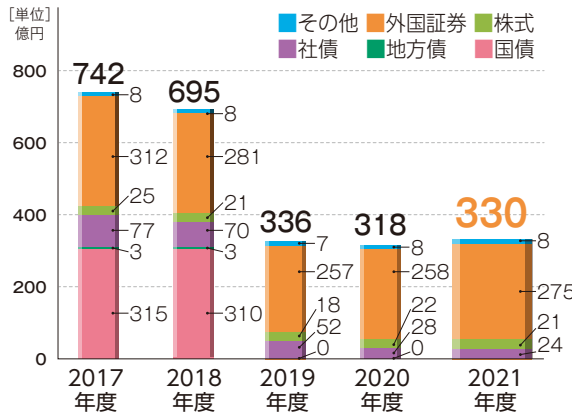


有価証券の推移

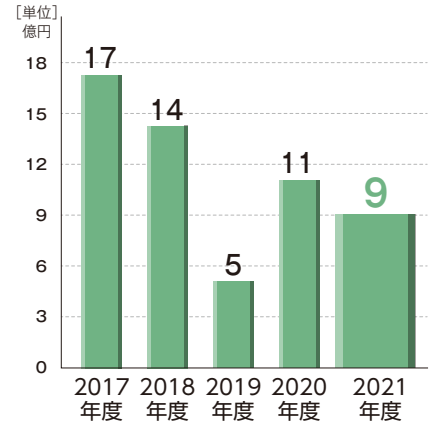
市場リスクは大幅に削減

有価証券残高は、2011年度末の2,316億円から2021年度末の330億円にまで政策的に圧縮し、市場リスクを大幅に削減しております。これにより、経済的ショックが発生したとしても影響を受けにくい財務構造となっております。

■ 有価証券残高の推移



■ 評価損益の推移



不良債権について

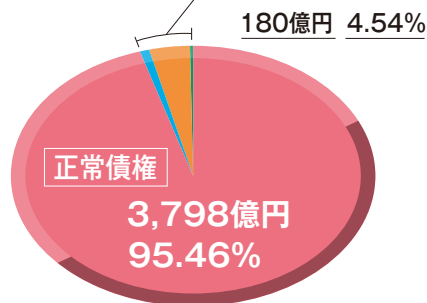
貸倒リスクに対しては十分な備え

2021年度の不良債権（信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権）は、前期に比べ13億円増加し180億円となりました。

不良債権比率は0.38ポイント上昇し4.54%となりました。このうち、回収が確実に見込まれる担保・保証及び貸倒引当金で165億円を保全（保全率91.59%）しており、貸倒リスクに対して十分な備えをしております。

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権は、貸出金の他、債務保証見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金、未収利息を含んだ債権です。不良債権については、金庫の信用力に重大な影響を及ぼすリスクと認識し、従来から不良債権の発生防止と早期解消に取り組んでおります。当金庫は、今後も継続して円滑な資金供給に努め、貸付条件の変更等や地域経済の活性化に引き続き全力で取り組んでまいります。

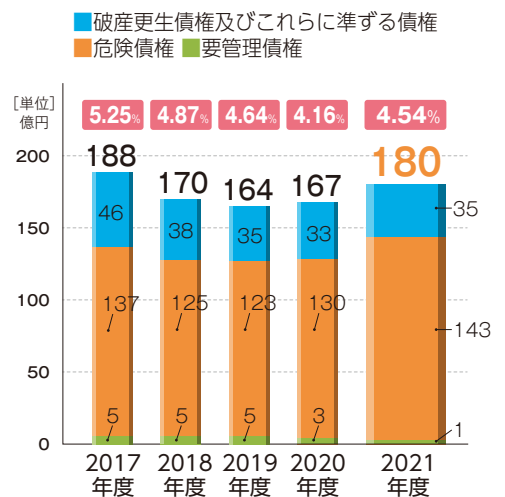
信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権



（信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の内訳）

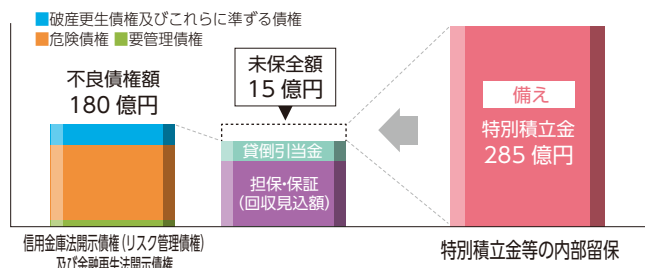
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35億円
危険債権	143億円
要管理債権	1億円
三月以上延滞債権	0億円
貸出条件緩和債権	1億円

■ 金融再生法に基づく不良債権額と比率の推移



信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権と特別積立金等の備えについて

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権は180億円ですが、この金額がすべて損失につながるものではありません。担保や保証等による回収見込額が139億円あり、さらに引当基準に従って25億円の貸倒引当金を計上しておりますので、保全されていない金額は差し引き15億円となります。また、これに対しても、特別積立金等の内部留保が285億円ありますので、備えは十分できております。

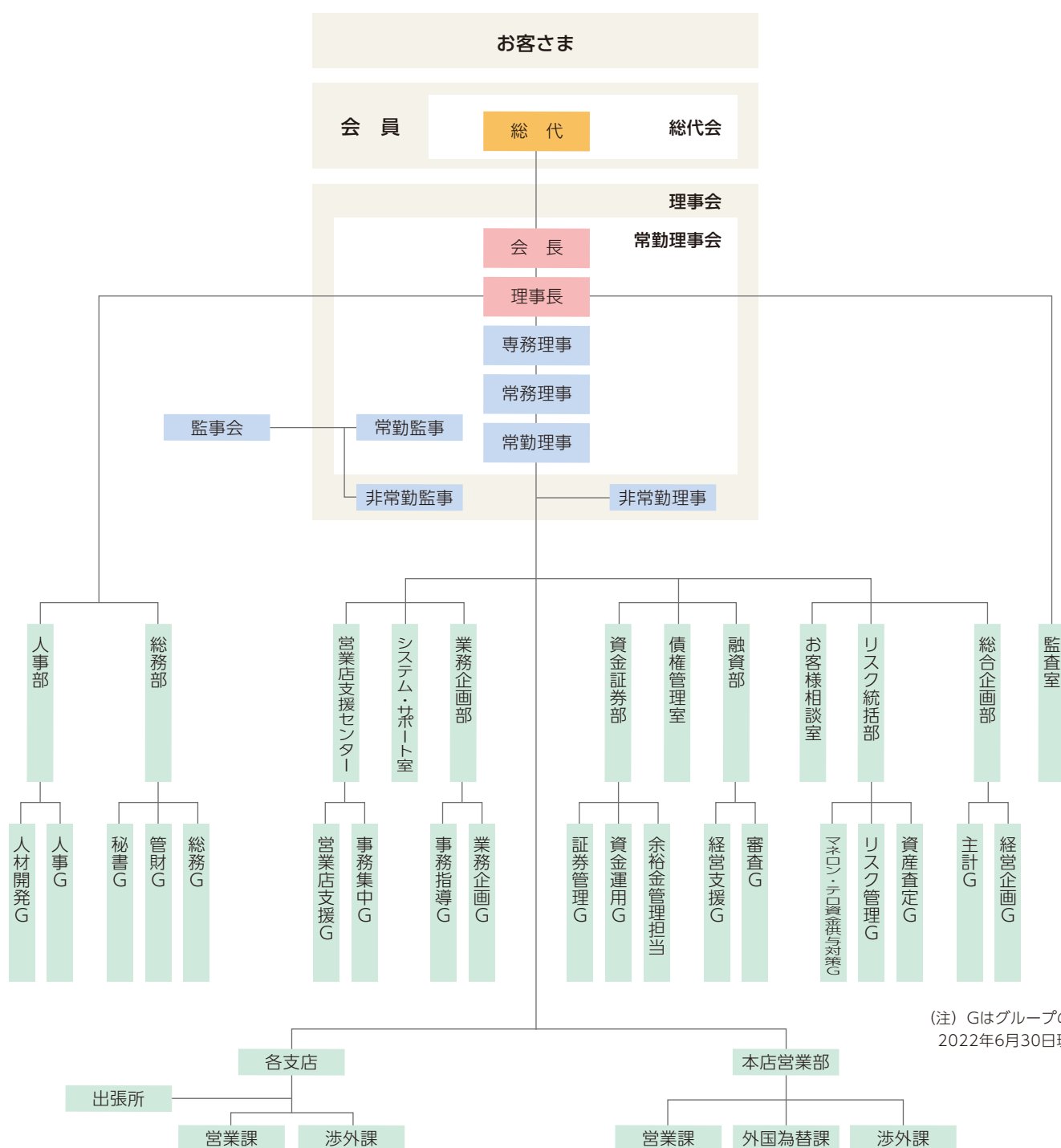


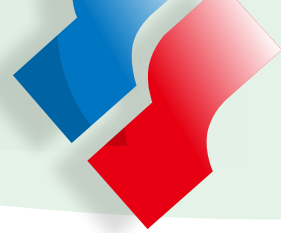
金庫概要

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

1. 『お客さまにとって最善の利益』を図るよう努めます。
2. お客さまの利益が不当に害されることのないように、『利益相反の適切な管理』を徹底します。
3. 『お客さまに対して、重要な情報や手数料に関しては、特段の注意を払って分かりやすい説明』をいたします。
4. 『お客さまにふさわしい商品とサービスの提供』をいたします。
5. 『お客さま本位の業務運営を実現』するために、当金庫の職員に対しての研修を強化いたします。

組織図





営業地区

〈東京都〉 23区、三鷹市、武蔵野市、西東京市、東久留米市、小金井市、調布市、小平市、国分寺市、府中市、東村山市、清瀬市、東大和市
 〈埼玉県〉 新座市、朝霞市、和光市、所沢市、入間市、狭山市、志木市

あゆみ

西暦（年度）

- 1918 ● 「内藤新宿町共済信用購買組合」設立（現・本店）
- 1921 ● 「山ノ手信用購買利用組合」に組織・名称変更
- 1934 ● 「共栄信用組合」設立（現・練馬支店）
● 山ノ手信用購買利用組合から「新宿信用組合」に組織・名称変更
● 「中野信用組合」設立（現・中野支店）
- 1951 ● 新宿信用組合と中野信用組合が合併「大同信用組合」誕生
● 信用金庫法に基づき「大同信用金庫」「共栄信用金庫」に組織・名称変更
- 1962 ● 「わかば会（ご婦人方のサークル）」設立
- 1964 ● 内国為替取り扱い開始
- 1967 ● 日本銀行と当座取引開始
- 1968 ● 「現SEC（西京経営者研究会）」設立
● 日本銀行歳入代理店認可
- 1976 ● 事務センター開設、自営オンライン稼働
- 1978 ● 両替商業取引取り扱い開始
- 1979 ● 融資業務オンライン化開始
- 1980 ● 「しんきんカード（VISA）」取り扱い開始
- 1981 ● 「しんきんネットキャッシュカード」取り扱い開始
- 1983 ● 国債の窓口販売開始
- 1985 ● 「自由金利型定期預金」取り扱い開始
- 1986 ● 「資金総合口座」取り扱い開始
- 1988 ● 外国為替公認銀行認可
- 1990 ● 都銀・地銀・第2地銀・信金・農協・労金とのCDオンライン提携開始
- 1991 ● 1992年2月3日、大同信用金庫と共栄信用金庫が合併「西京信用金庫」誕生
- 1993 ● 営業地区拡張認可（埼玉県入間市・狭山市・志木市）
- 1994 ● 西京ファクシミリ振込みサービス取り扱い開始
- 1996 ● 武蔵野信用金庫3店舗の事業譲受
- 1998 ● 全店で米ドル通貨両替取り扱い開始
● 第17回信用金庫PRコンクールで「最優秀賞」受賞
● 郵便貯金との自動機（ATM）相互提携実施
- 1999 ● 外貨両替オンラインシステム稼働
● デビットカードサービスの取り扱い開始
- 2000 ● 西京テレホンバンキングサービスの取り扱い開始
● しんきんゼロネットサービスの取り扱い開始
- 2001 ● 保険窓口販売業務の開始
- 2002 ● 定期性預金 ペイオフ解禁
● 都民信用組合1店舗の事業譲受
● 東京食品信用組合2店舗の事業譲受
● 個人向け国債窓口販売の取り扱い開始
- 2003 ● アイワイバンク銀行（セブンイレブン等）とのATM提携
- 2004 ● オンラインシステムを信金東京共同事務センターに移行
● 決済用普通預金を導入
- 2005 ● 「インターネットバンキングサービス」開始
- 2006 ● 緊急救命器「AED」を全店舗（出張所を除く）に配置
● 「ICキャッシュカード」取り扱い開始
- 2007 ● 助聴器・筆談器・杖ホルダーを全店舗（出張所を除く）に配置
- 2008 ● 「西京経営塾」発足
- 2009 ● ボランティア活動「エコキャップ回収」開始
● クレジットカード会社等とのATM 返済業務提携
- 2011 ● 預金・融資等の勘定系オンラインシステムを新システムへ移行
● 東日本大震災復興支援預金の一定割合に相当する1千万円を義援金として寄付
- 2012 ● 「経営革新等支援機関」認定（経済産業省）
● 「でんさいネット」サービス取り扱い開始
- 2013 ● 「夏休み思い出体験ツアー」開始
● 「街づくり・防災プラザ」開設
● 「西京・新宿城西地域プラットフォーム」設立
● 「西京経営者戦略協議会（NSEC）」発足
● 「耐震・防災セミナー」開始
- 2014 ● 東京都と連携した政策特別融資西京防災融資「そなえ」発売
● オリジナル商品「防災定期預金」発売
● 「防災説明会」開始
● 東京都と連携した「女性・若者・シニア創業サポート事業」の取り扱い開始
● 当金庫年金受給者限定「日帰り旅行」開始
● 「サイの京子ちゃん」さいきょうオリジナルキャラクター誕生
- 2015 ● 「不動産無料個別相談会」「創業スクール」「経営個別相談会」開始
● 「さいきょう寄席」「年金受給者限定ミニコンサート」開始
● 第35回信用金庫PRコンクールによるメディアミックス部門「優秀賞」を受賞
- 2016 ● 「西京信用金庫女性の会なでしこ（SLAD）」発足
● 「さいきょう相続セミナー」「事業承継セミナー」開始
● 上井草支店新築オープン
- 2017 ● BCAA（事業継続推進機構）による防災部門「企業防災賞」を受賞
● 杉並区・練馬区と「空家等対策に関する協定」を締結
● 江古田支店・西新宿支店新築オープン
● 海外視察団に対する「防災説明会」開始
- 2018 ● 第21回信用金庫社会貢献賞「Face to Face 賞」受賞
● 西京信用金庫創立100周年
● 全店舗改装・全ATM 入れ替え完了
- 2019 ● TKC東京都心会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」の締結
● お孫さんと一緒 西京グランドチルドレンファミリーコンサート開催
● 氷川台支店仮店舗営業開始（江古田支店内店舗）・氷川台駅前ATMコーナー営業開始
● 「新型コロナウイルス対策取引先支援緊急融資」取り扱い開始
- 2020 ● ゴールデンウィーク中に「コロナ関連緊急融資相談会」開催【開催店舗】本店・大泉支店・大山支店・上井草支店・練馬支店
● 新宿区（新宿区しんきん協議会より）、中野区、練馬区の各区長を通じて、医療従事者の方々へ医療用防護服を寄贈
● 出資証券の不発行化開始
● 原宿支店オープン
● 当金庫HP全面リニューアル
- 2021 ● (10ページをご参照ください)

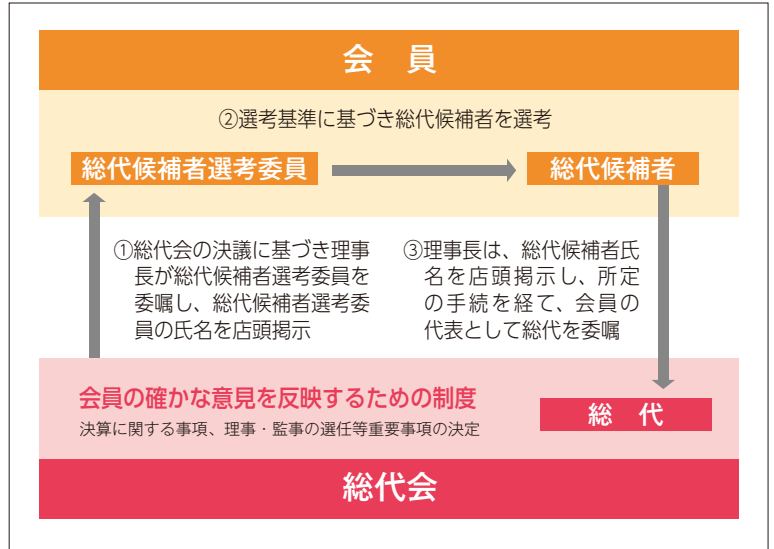
総代会

総代会制度とは

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を尊重し、経営に反映させる協同組織の金融機関です。会員一人が一票の議決権を持ち、総会を通じて信用金庫の経営に参加することになります。しかし、信用金庫は会員数が大変多いため「総会」に代えて「総代会」を採用することが、信用金庫法第49条1項で認められております。当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、「総会」に代えて「総代会」制度を採用しております。この総代会は、決算に関する事項、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。そのため、「総代会」は「総会」と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代によって運営されております。

また、当金庫では、「総代会」に限定することなく日頃の事業活動を通じて、総代や会員、お客さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会制度の仕組み



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

任期：3年

定数：120人以上150人以内

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の意見を金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。そこで当金庫では、総代の選任方法について信用金庫法及び定款並びに総代選任規程の定めるところにより、次の手順にて選任しております。(右図「総代が選任されるまでの手続」参照)

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者の選考基準

- (1) 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
- (2) 総代候補者の選考基準は次の通りとする。
 - ① 総代としてふさわしい見解を有している者
 - ② 良識をもって正しい判断ができる者
 - ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④ その他総代候補者選考委員が適格と認めた者

総代が選任されるまでの手続

(2022年6月30日現在)

地区を8区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める。

① 総代候補者選考委員の選任

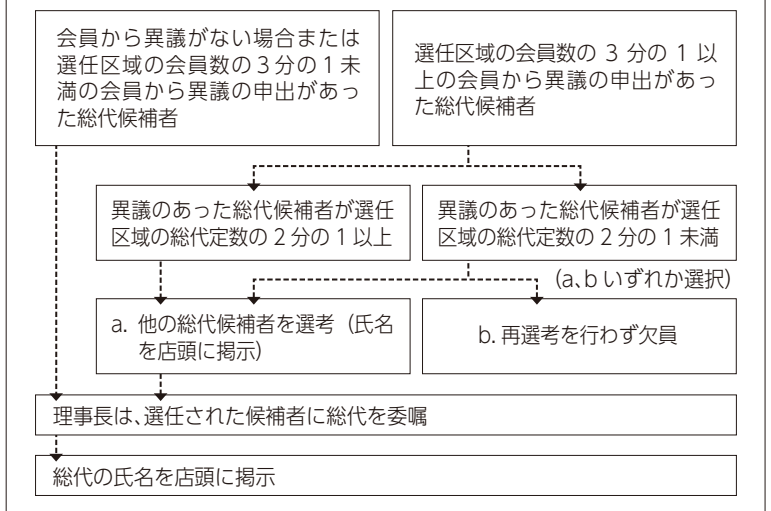
1. 総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから総代候補者選考委員を委嘱
2. 総代候補者選考委員の氏名を店頭に掲示

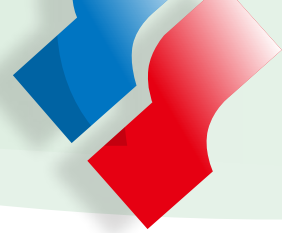
② 総代候補者の選考

1. 総代候補者選考委員が総代候補者を選考
2. 理事長に報告
3. 総代候補者の氏名を、1週間店頭に掲示
4. 掲示した旨をホームページで公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

③ 総代の選任





第73回通常総代会の議事内容

2022年6月16日第73回通常総代会を西京信用金庫本店7階集会室において開催、次の事項につきいずれも原案通り承認可決されました。

1. 報告事項

第105期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件……………原案通り承認可決されました。
 第2号議案 理事1名選任の件……………原案通り承認可決されました。
 第3号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件……………原案通り承認可決されました。
 第4号議案 総代候補者選考委員の選任の件……………原案通り承認可決されました。
 第5号議案 会員の法定脱退(除名)に関する件……………原案通り承認可決されました。



総代の氏名(任期:2019年11月16日~2022年11月15日)

各選任区域の総代数(118名)及び氏名・就任回数(○印数字)は以下の通りです。

※就任回数については、金庫合併時(1992年2月3日)を第1回としております。

第1区(総代8名)

選任区域:新宿区

甘利 孝浩① 安藤 昌廣① 喜多 崇介③ 五味 實⑩ 丹羽 寿成② 藤井 俊明⑩ 柳内 清高②
 山田 歌子⑥

第2区(総代33名)

選任区域:練馬区

荒木 幸夫④ 有山 安友⑤ 石塚 健一④ 市川金次郎⑩ 内田 鉄夫④ 柄本 廣央① 大木 大祐④
 大沢 貞夫⑩ 大沢 幸雄④ 加藤 富一① 菊池 雄一① 倉田 公男② 小林 絢子⑥ 小宮 秀一②
 清水 利明① 末村 純一⑧ 鈴木 弘一⑩ 醍醐 勝弥⑧ 高橋 和夫① 高橋 利充④ 多胡 進⑦
 田中 秀明⑤ 田中 正治⑤ 永島 光男④ 根上 幸枝⑥ 福下 健一① 町田 勇② 松井 美子⑥
 本橋 紘一② 本橋 正④ 本橋 敏昭② 山賀 博通① 山下 公身子①

第3区(総代20名)

選任区域:中野区

宇佐見 道夫② 大竹 延幸② 小俣 茂⑩ 川村 洋治⑦ 木村 達央⑦ 高野 允雄④ 佐藤 治夫④
 篠 清彦① 神宮 幸四郎① 竹内 由利江⑥ 中田 昌之⑩ 永見 光章⑩ 野村 裕⑦ 早船 角雄③
 深澤 正樹② 福山 温夫④ 細野 政和⑨ 眞壁 恵龍④ 松本 仁志② 吉成 武男⑤

第4区(総代6名)

選任区域:台東区、荒川区、足立区、文京区、豊島区

生田 順光⑧ 浦野 雄司① 海老原 孝⑦ 佐藤 明弘④ 澤登 太平⑩ 長島 慎①

第5区(総代13名)

選任区域:杉並区、調布市、三鷹市、府中市、国分寺市、小金井市、武蔵野市

青木 忠勝⑨ 今野 英治① 鈴木 晶博④ 関根 清⑧ 高野 吉太郎⑤ 竹下 淳雄① 中島 康允②
 野村 浩司① 平田 くらみ⑥ 松崎 竹雄⑦ 目時 忠司① 本橋 久徳⑥ 森本 法男②

第6区(総代15名)

選任区域:板橋区、北区、和光市、朝霞市、志木市

内田 照男④ 榎本 仁④ 追川 恵二⑤ 小原 貢久④ 川見 治子④ 小泉 隆司⑦ 小原 清光③
 駒形 徳重① 櫻井 淳一⑤ 當麻 静好⑥ 本多 清司⑦ 松澤 あい子① 宮嶋 太稠⑩ 森戸 敏行④
 山口 和男①

第7区(総代11名)

選任区域:渋谷区、大田区、品川区、目黒区、世田谷区、江東区、墨田区、葛飾区、港区、千代田区、中央区、江戸川区

秋本 亮介⑥ 兼田 茂雄④ 上條 政光① 酒井 雅康⑥ 佐久間 信之② 高木 康政① 竹尾 敏弘④
 生井 輝子① 古橋 良宣⑧ 盛谷 安春④ 横森 英俊④

第8区(総代12名)

選任区域:西東京市、小平市、清瀬市、東大和市、東村山市、東久留米市、新座市、所沢市、入間市、狭山市

浅海 隆① 池田 秀昭⑦ 岩崎 悟③ 岩崎 充利① 小幡 哲夫④ 片岡 博久⑤ 古庄 八郎①
 小林 茂男③ 清水 尚典⑧ 鈴木 洋子② 田巻 隆平② 貫井 勝義③

(職業別) ■法人・法人代表者…81.4% ■個人事業主…12.7% ■個人…5.9% 合計100%

(年代別) ■80代以上…28.8% ■70代…35.6% ■60代…31.4% ■50代…4.2% 合計100%

(業種別) ■不動産業…28.0% ■卸・小売業…22.0% ■サービス業…9.3% ■製造業…13.6% ■その他…27.1% 合計100% (2022年6月30日現在 敬称略50音順)

主な業務・サービス のご案内

主な業務・サービスのご案内

預金業務

お客様の資産形成や生活設計にあわせた預金商品等をお取り扱いしております。

- 当座預金
- 普通預金
- 決済用普通預金
- 貯蓄預金
- 通知預金
- 納税準備預金
- 定期預金
- 定期積金 等



融資業務

事業を営むお客様や、地域にお住まいのお客様のニーズにあわせた融資商品を取り揃えております。

- | 事業者向け | 個人向け |
|----------|--------------|
| ● 手形割引 | ● 住宅ローン |
| ● 手形貸付 | ● 教育ローン |
| ● 証書貸付 等 | ● カーライフプラン 等 |

保険の窓口販売業務

お客様の幅広いニーズにお応えするため、各種保険商品をお取り扱いしております。

- 個人年金保険（積立型）
- がん保険
- しんきんグッドすまいる（住宅ローン等関連の長期火災保険）
- しんきんグッドサポート（住宅ローン等関連の債務返済支援保険）
- 医療保険
- 標準傷害保険（天災付）

相談業務

年金受給、各種ローンのご相談をご希望されるお客様に、ごゆっくりとご相談いただけるよう各種相談会を開催しております。

- 休日ローン相談会
- 年金相談会

お気軽に相談会にご参加ください！



主なサービス

お客様が当金庫を便利にご利用いただけるよう、きめ細かなサービスを取り揃えております。

- 代金取立
- 年金自動受取
- 公共料金等自動支払
- 給与振込
- 配当金自動受取
- 貸金庫 等

便利なサービスで皆さまをサポート！



企業再生・支援

事業を営むお客様の課題解決等のお手伝いや販路拡大等の支援として、各種セミナーの開催や、外部機関と連携し経営相談のために専門家を派遣したりするなどお役に立てる金庫を目指しております。

様々な支援で
お客様をサポート
します！



公共債の窓口販売業務

個人向け国債及び各自治体の発行するミニ公募債のお取り扱いをしております。

内国為替業務

全国各地の金融機関への送金、振込、手形・小切手の代金取立などを迅速かつ安全にお取り扱いしております。

また、自宅や会社からお振込ができるインターネットバンキングなどもご利用いただけます。

外国為替業務

輸入、輸出に関わる為替決済、輸入代金や生活費等の外国送金などのお取り扱いをしております。また、原宿支店と出張所を除く店舗で米ドルの現金がお求めになれます。

代理業務

【代理貸付業務】

- 信金中央金庫
- 株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 独立行政法人福祉医療機構

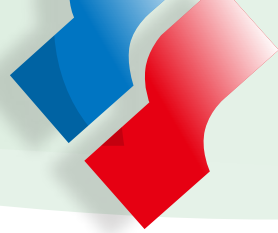
【国庫金等の収納業務】

- 日本銀行歳入代理店業務
- 地方公共団体公金取扱業務



電子記録債権サービス（通称「でんさいネット」）

電子記録債権法に基づく金銭債権の決済サービスです。「でんさいネット」の記録原簿に電子記録することで、でんさいの発生（手形でいう振出）や譲渡（手形でいう裏書）等ができます。「でんさいネット」は、全国どこでも同じサービスを受けられる社会インフラです。



おすすめ商品のご案内

さいきょう 年金受給 6大特典

【2022年度】
〔2022年4月1日～2023年3月31日〕

さあ！新しい特典が
いろいろ試してみよう！

公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)を受給されている方へ

- 1** お誕生日に素敵なプレゼントをおひとつ贈り上げます。
※当年度に1回のみプレゼントが送付されます。プレゼントは25歳未満の方には送付されません。
- 2** ご紹介キャンペーンで、クオカードをプレゼント！
※当年度に1回のみプレゼントが送付されます。プレゼントは25歳未満の方には送付されません。
- 3** 年金を当金庫でお受け取りの方限定の定期預金
お祝い金 0.05%
※当年度に1回のみお祝い金が送付されます。
- 4** 当金庫のキャッシュカードで他金融機関のATMを利用した際、入出金手数料が月1回無料！
※当年度に1回のみ無料となります。
- 5** 貸金庫の年間使用料を割引
※当年度に1回のみ割引となります。
- 6** 「ホテルメトロポリタン池袋」および「京王プラザホテル」でのレストランご利用金額より10%OFF!
※当年度に1回のみ割引となります。

～西京信用金庫以外の金融機関で年金をお受け取りになっている方へ～
お手続きはとっても簡単！裏面の変更届1枚でOKです。

さいきょうの インターネットバンキング

西京の「インターネットバンキング」は、お客様のオフィスやお店のパソコンからインターネットを通じて残高照会やお振込みなどの手続きができるサービスです。

法人 個人事業主のお客様

ネットで広がるビジネスの可能性
様々なサービスを提供するインターネットバンキング

- 口座照会サービス**
ご契約口座の残高照会、入金出金明細照会、振込照会、給与・賞与照会の取引状況などを照会できます。
- その他サービス**
税金、各種料金の払込サービス、振込限度額の変更ができます。
- 振込サービス**
都度振込、総合振込、給与・賞与振込ができます。
- セキュリティ・システム**
256ビットSSLによる暗号通信方式、電子証明書など。

振込手数料は窓口よりもおトクです。さらに、給与振込手数料も無料です。
※但し、別途給与振込契約が必要となります。

通常契約	月額基本手数料(消費税込)	都度振込	総合振込	給与・賞与振込	照会
	2,200円	○	○	○	○

都度振込契約	月額基本手数料(消費税込)	都度振込	総合振込	給与・賞与振込	照会
	1,100円	○	×	×	○

＜ご利用サービス・振込サービスのご利用時間＞
朝7時～夜23時(平日の場合)
※土曜、日曜、祝日は裏面でご確認ください。

＜パソコンの操作に関するお問い合わせ＞
☎0120-506-343
●受付時間 9:00～22:00(平日のみ)
webbanking@saikyoshinkin.co.jp

西京信用金庫 検索 <https://www.shinkin.co.jp/saikyo/> ホームページで特設版をお試しいただけます。

さいきょう オリジナル スーパー定期預金

オリジナルキャラクター サイの京子ちゃん

愛情 公的年金受給の方
安心 給与振込ご利用の方
絆 会員(個人)の方
メリット 定期預金が満期になったら

いずれも **年0.05%**

店頭表示金利に **プラス** 年0.05%

それぞれの商品は ●2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%(国税15.315%-地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)
●満期前に解約する場合には、預入期間に応じた中途解約利率によりお利息をお支払いいたします。
●他の西京オリジナル商品と重複した優遇金利の適用はできません。
●メリットの自動継続後の利率は継続日における店頭表示金利となります。
●預金保険制度の対象商品です。

詳しくは窓口または担当までお問い合わせください。また店頭には「商品概要説明書」をご用意しております。

西京信用金庫 2020年11月2日現在

さいきょうで “給与振込”

給与振込の方限定のお得な特典

- 1** 定期預金の金利上乘せ
定期預金の店頭表示金利に上乘せいたします。
資産形成型スーパー定期「安心」
- 2** 応援宣言ローンにおける個人ローンの金利引下げ
住宅ローン、マイカーローン、リフォームローン、教育ローンの店頭表示金利から引下げいたします。
※優遇はご自身の返済額が返済計画に満たない場合は適用されません。また返済計画に満たない場合は優遇が適用されません。また返済計画に満たない場合は優遇が適用されません。
- 3** 当金庫のキャッシュカードで、他金融機関のATMを利用した際、入出金手数料が月1回無料です。
※ATMが設置している金融機関(他金融機関によって異なります)のご利用に限ります。
- 4** 貸金庫の年間使用料を割引
割引額(年間): 2,000円
- 5** 「ホテルメトロポリタン池袋」および「京王プラザホテル」でのレストランご利用金額より10%OFF!
※ご予約は必須です。お支払い金額が1,000円以上のご利用に限ります。お支払い金額が1,000円未満の場合は10%OFFは適用されません。

便利なサービス

その1 全国の信用金庫での ATM入出金手数料が無料
ATM利用時間 平日/9:45～18:00のATM入出金 土曜/9:00～14:00の入出金
※ATMが設置している金融機関(他金融機関によって異なります)のご利用に限ります。また返済計画に満たない場合は優遇が適用されません。

その2 当金庫のキャッシュカードで、当金庫のATMを利用した際の入出金手数料がいつでも無料です。
ご利用時間 平日/7:00～19:00 土・日・祝/9:00～17:00

各店舗のフィナンシャルプランナーが、皆様のライフプランを提案させていただきます。お気軽におたずねください。

詳しくは窓口または担当までお問い合わせください。また店頭には「商品概要説明書」をご用意しております。

西京信用金庫 <https://www.shinkin.co.jp/saikyo/> 2022年4月1日現在

※上記パンフレットに記載された金利は、現状の金利と相違する場合がございます。 2022年6月30日現在

内部管理基本方針

内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号及び同法施行規則第 23 条の規定に基づき、次の通り「内部管理基本方針」を定め、組織全体に周知させております。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 当金庫の子法人等の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者 (iii) 及び (iv) において「取締役等」という。) の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - (ii) 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (iii) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (iv) 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - (i) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - (ii) 当金庫の子法人等の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告をするための体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

当金庫は、金融業務を通じてお客さまからの信頼を得て、豊かな地域社会の実現に貢献するために、コンプライアンス（法令等遵守）を経営のもっとも重要な柱と考え、「西京信用金庫行動綱領」を制定し、コンプライアンスの徹底に努めております。

コンプライアンスへの対応

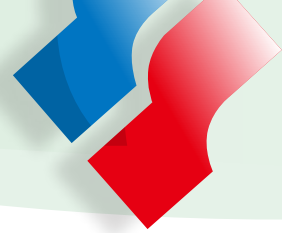
信用金庫は、金融業務の健全かつ適切な運営を行い、地域の皆さまや社会から信頼を確保し、地域社会の発展に資するため、「公共的使命」と「社会的責任」が求められております。このような地域社会の要請や、地域の皆さまの信頼に応えるためには、法令や社会の各種ルール等を厳正に遵守すること、すなわちコンプライアンスの徹底が不可欠です。

そのため、当金庫では、コンプライアンス委員会において、重要事項について定期的に審議しております。本部各部室及び各営業店にはコンプライアンス・リスク担当を配置し、日常業務におけるコンプライアンス実施状況を把握し、管理すると共に、定期的にコンプライアンス・リスク担当会議を開催して情

報の共有や周知を図る態勢としております。

全職員に対しては、金庫職員倫理及び職務遂行上遵守すべき各種法令等の周知徹底を図るための手引きとして制定した「西京信用金庫コンプライアンス・マニュアル」を配付し、コンプライアンスの浸透を図っております。

コンプライアンスの統括部署であるリスク統括部では、「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、年間を通じてコンプライアンスの実現に向けた諸施策を実施しております。進捗状況や実施結果については、リスク統括部が取りまとめた上、有効に機能するよう指導を行っております。



顧客保護等管理体制

金融犯罪への取り組み

当金庫では、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策」等の金融犯罪の未然防止や「反社会的勢力」との関係遮断に向けた態勢の強化を内部管理態勢の重要課題として掲げ、お客さまに安心してご利用いただけるよう、「特殊詐欺」や「偽造・盗難カード」などの被害防止に向けてさまざまな対応を行っております。

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）への取り組み

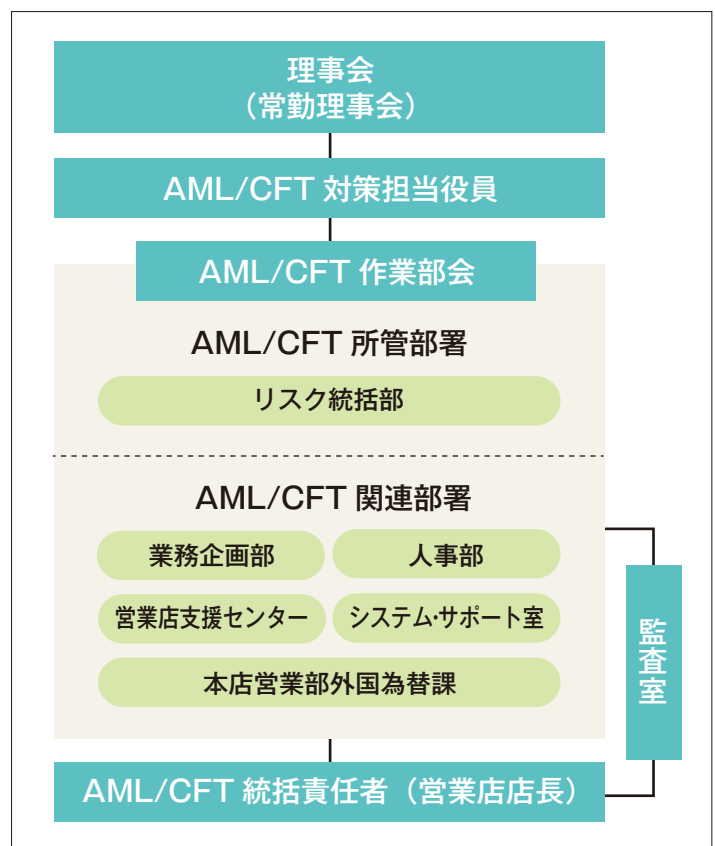
マネー・ロンダリング及びテロ資金供与とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等（信用金庫、銀行、生命保険会社、損害保険会社、証券会社、貸金業者、資金決済業者、仮想通貨交換業者など）を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為を指します。その手口や犯罪情勢は絶えず変化し、近年ではより複雑・巧妙なものとなりつつあり、その防止には国際的な協力が強く要請されております。

当金庫は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止を経営の最重要課題の一つと捉え、2018年10月にAML/CFT作業部会を立ち上げ、不断の検証と高度化に努めるとともに、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図りつつ、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を構築することを基本方針としております。

その一環として、金融庁が策定・公表している「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、2021年4月1日より、すでにお取引をいただいている個人・個人事業主・法人・団体のお客さまに対して、最新のお客さま情報（ご職業、事業内容、お取引目的、株主情報等）の定期的な確認を行っております。これは口座名義人本人が預金口座を利用していること（第三者に不正利用されていないこと）の確認を目的としており、普通預金口座の譲渡や詐欺による第三者不正利用の検知、また不審取引やそれに伴う被害発生時の連絡等に備えるものとなります。

つきましては、お客さま情報の定期的な確認について、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

組織図



振り込め詐欺などの特殊詐欺への対応

- 当金庫の口座が詐欺被害の不正利用口座とならないよう、新規口座の開設時には取引時確認を厳正に行っております。2016年10月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正により、取引時確認の対象となる取引が新たに追加され、本人確認についても書類の変更により厳格な確認が求められております。また、既に開設されている口座が売買等により譲渡されて、不正利用されていないか口座の点検を実施し「疑わしい口座」と判断された場合には「再度の本人確認の依頼」や「口座凍結」を行っております。
- 携帯電話を使用しながらATMを操作する等の不審な行動が見られる場合には、お客さまに「声掛け」を行って確認させていただいております。また、店頭窓口でもお客さまへの「声掛け」を実施して警察との連携を密にしながら「振り込め詐欺」などの特殊詐欺の未然防止に努め、詐欺被害未然防止により警視庁から感謝状を授与されております。
- 当金庫では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止対策として、「預金小切手」「口座振込」のご利用をお勧めする対応策を実施いたしました。お客さまの大切な金融資産を守るため、ご高齢のお客さまが、窓口で高額のお金のお引き出しを希望される場合には、お使いみちを確認させていただくほか、「預金小切手」「口座振込」の利用をお願いしております。尚、現金でお持ち帰りいただく場合は、警察からの指導により警察官の臨場を求めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

- 70歳以上、かつ過去3年以上ATMによる現金の引き出し、お振込みをされていないお客さまは、キャッシュカードによる出金限度額制限（10万円）、お振込み制限（利用制限0円）を実施させていただいております。
- 「振り込み詐欺」などの特殊詐欺の犯罪により金融機関の不正利用口座に振り込まれ、不正利用口座に残っている被害金については、裁判手続きを行わず被害に遭われた方に迅速に返還出来るよう「犯罪利用口座に係る被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込み詐欺救済法）」が2008年6月21日に施行され、当金庫では同法に基づく返還手続きを迅速に行っております。

偽造・盗難カードへの対応

◆暗証番号について

当金庫では「生年月日」「電話番号」など、他人に推測されやすい番号は、暗証番号として登録不能としております。既にご利用のお客さまには、ATMへのステッカー貼付や当金庫ATM利用時の画面表示による注意喚起を行うとともに、当金庫のカードをご利用のお客さまには、当金庫ATMでお客さまご自身で暗証番号の変更が出来るようにしております。

◆被害への対策

- お客さまのご預金を不正引出被害から守るため、ATMからの1日の引き出し限度額を50万円とさせて頂いております。但し、お客さまからの店頭窓口へのお申し出により、1日200万円を限度として1万円単位でご自由に引き出し限度額の変更が出来ます。
- 当金庫のキャッシュカードは、より偽造が困難なICカードでの作成も行っております。
- ATMでの覗き見防止用「つい立て」の設置、後方確認用にATM本体上部の鏡面仕様、ご利用明細票を他人に見られずに廃棄できるよう、ATMコーナーに「シュレッター」を設置しております。



▲ つい立て



▲ 後方確認ミラー



▲ シュレッター

反社会的勢力への対応

当金庫は、金融機関として公共性を自覚し経営の健全性の維持向上に努めるため、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断に向け、基本方針を定めて厳格に取り組んでおります。また、政府より2007年6月に公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、さらに取り組みを強化しております。

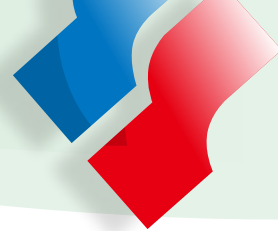
取り組み強化の一環として、2009年12月より信用金庫取引約定書などのご融資関係の契約書に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（「暴力団排除条項」）を導入したことを始め、2010年4月より当座預金や普通預金などの預金規定などに、2011年5月からは定期性預金規定などにも暴力団排除条項を導入しております。さらに2011年8月には、暴力団等の反社会的勢力が元暴力団や暴力団等の共生者を利用している実態を踏まえ、これらの者に対しても適切かつ有効に対処できるよう当座勘定規定の改訂を行っております。また、定款にも暴力団排除条項を盛り込み、会員資格の排除を徹底しました。

この暴力団排除条項の導入に伴い、新たにお取引をお申込み頂く場合などには、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いすることとしております。また、2014年9月に新「反社会的勢力等検策システム」を導入し反社会的勢力の排除に向けた取り組みを強化しております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 反社会的な活動や勢力との関係を持たない。
2. 反社会的な勢力からの不当な要求に妥協しない。
3. 反社会的な勢力との取引には応じない。

※ 暴力団排除条項とは、預金者や貸金庫の借主または融資契約の本人や保証人が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当金庫の判断により取引の停止や解約または債務の一括返済を求めることを定めた条項です。



個人情報保護への取り組み

2005年「個人情報保護法」が施行され、個人情報は慎重かつ厳正な取り扱いが義務付けられました。また、2016年1月からは「マイナンバー制度」が開始され、マイナンバーを含んだ個人情報は特定個人情報とされ、より一層厳格な取り扱いが義務付けられました。

特に金融機関は、コンピュータ管理された多くの個人情報を保有しており、万が一これらの情報が流出することになれば、お客さまに多大なご迷惑をお掛けすることになります。

当金庫では、かかることのないよう関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を策定し、公表しております。また、関連規程を定めるほか、職員に対して内部教育の実施、個人情報の取り扱いに関する外部資格の取得促進など、お客さまの個人情報の安全管理に万全を期すよう保護管理態勢の一層の向上に向けて取り組んでおります。

金融 ADR 制度への対応（苦情処理措置・紛争解決措置の概要）

金融商品の多様化・複雑化によるトラブルが増加し、そのトラブルを訴訟によって解決するには、費用や時間など当事者間に大きな負担がかかります。このような費用面、時間面などの大きな負担をかけずにトラブルを解決する制度が「金融 ADR 制度」です。

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規定を整備し、その内容をホームページ、ポスターの店頭掲示等で公表しております。

苦情等は、当金庫営業日（午前 9 時～午後 5 時）に各営業店（電話番号は 46 ページを参照）またはお客様相談室（午前 8 時～午後 4 時、電話：0120-131-811）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所（午前 9 時～午後 5 時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出頂くことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室にお尋ねください。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

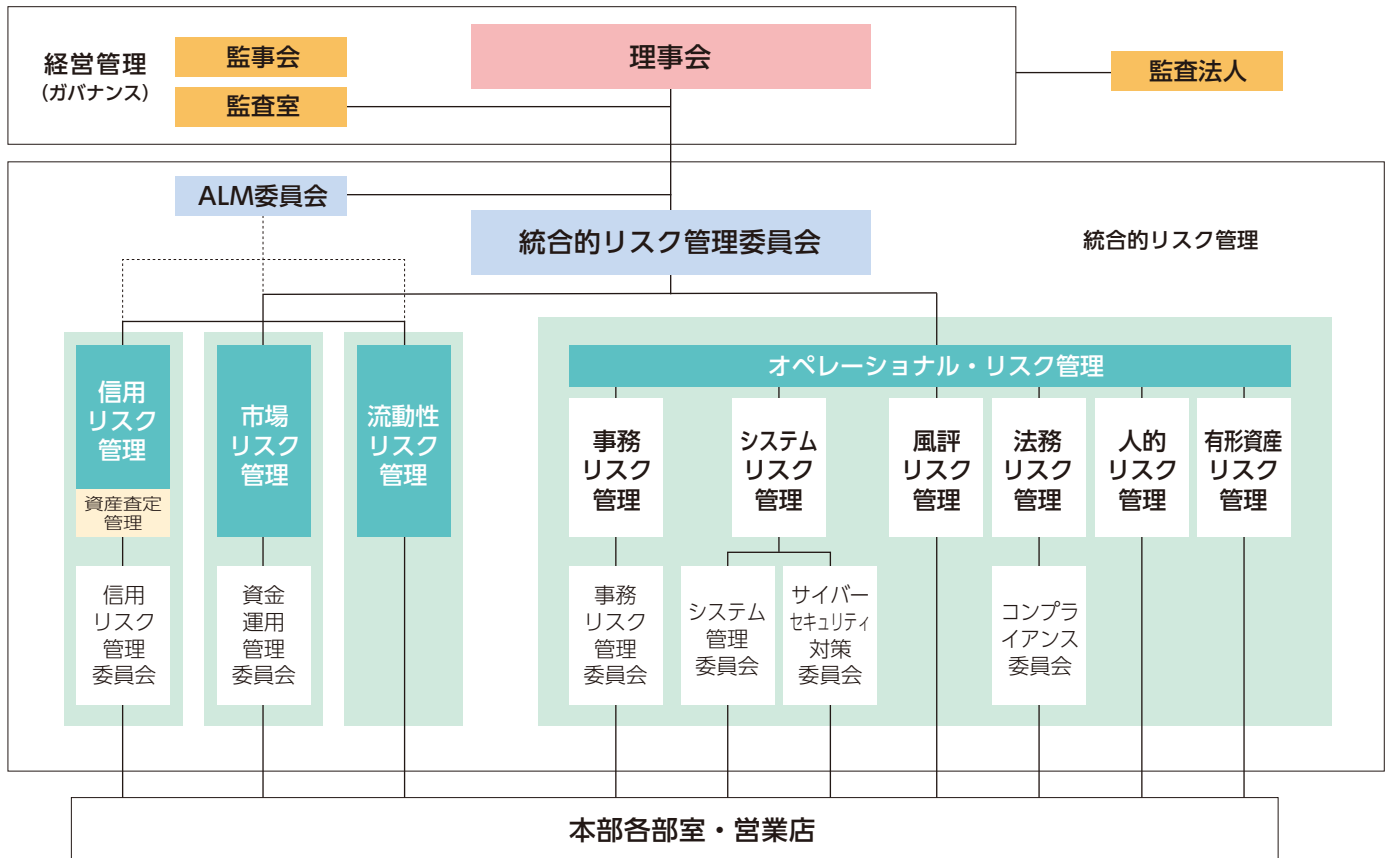
1. 当金庫は、金融商品を勧めるに当たり、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報を提供すると共に商品内容やリスク内容について適正な説明を行います。
 2. 金融商品の選択・購入につきましては、お客さまご自身の判断によりお決めいただきます。その際に、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明を行います。なお、ご了解いただいた証として確認書類に署名捺印をいただく場合もございます。
 3. 当金庫は、誠実・適切な勧誘・販売を心掛け、お客さまに断定的判断の提供や事実と異なる説明、誤解を招く説明をすることのないよう、常に役職員の知識の向上に努めます。
 4. 当金庫の勧誘の時間帯は、店舗内におきましては所定の営業時間内とし、電話や訪問による勧誘の場合はお客さまにとってご迷惑となる時間帯や場所での勧誘は行いません。但し、お客さまから時間の指定があった時には、この限りではありません。
- ※ 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

リスク管理体制

リスク管理体制

金融機関が行う業務の多様化、高度化に伴い、金融機関が抱えるリスクも複雑かつ多様化しております。当金庫では、リスクを適切に管理するため「リスク管理の基本方針」を定め、各種リスクを具体的に認識した上で可能な限り統一的な尺度で計量化・統合し、自己資本と対比しながら自己資本の充実度を検証し、経営の健全性と適切な収益が確保されるよう「統合的なリスク管理」を実施しております。なお、2014年度より、リスク管理を担当する理事を配置しております。

■ 統合的なリスク管理体制図



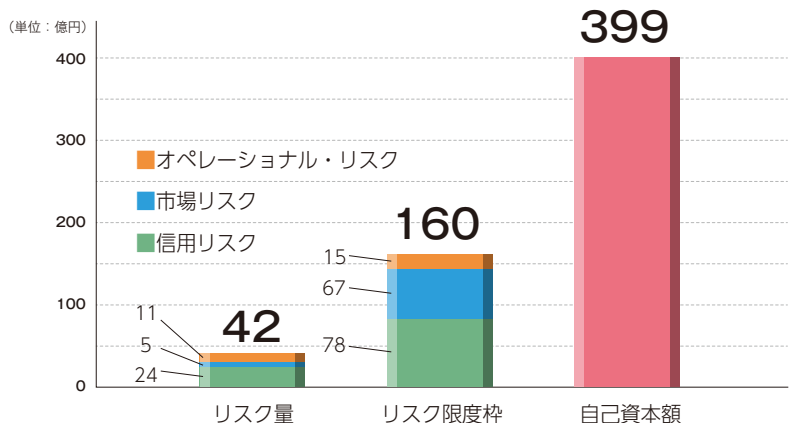
統合的なリスク管理の状況

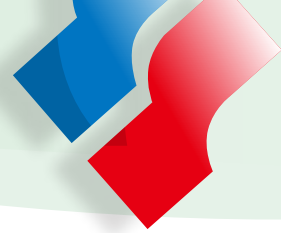
信用リスク、市場リスクなどの様々なリスクについて、出来る限り統一的な尺度で測定したリスク量を合算し、統合的なリスク量を算出しております。このリスク量を自己資本と対比することにより統合的なリスク管理を行っております。

2022年3月末の統合的なリスク量は42億21百万円となっておりますが、これに対し自己資本額は399億94百万円であり十分な自己資本を保有しております。

また、リスク量に対し自己資本比率6%（国内基準の自己資本比率は4%）を確保できる額の160億円をリスク限度枠として設定し、リスク量が限度枠を超過しないよう定期的に検証しております。

■ 統合的なリスク量（2022年3月末）





各種リスクへの対応

信用リスク

信用リスクとは、「貸出金など信用を供与した企業等の財務状況が悪化したことなどにより、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク」のことで、信用リスクについては、業務推進部門と明確に分離した審査部門が厳格な貸出金審査を行っております。特に大口貸出金については、与信額に応じて審査会・常勤理事会等の合議制による審査を行っており、相互牽制に基づき信用リスクの管理に努めております。また、資産査定部門による査定を実施し、金庫が保有する資産（貸出金等）を個別に検討して、回収の危険性の度合いに従い区分・分類し、その結果に基づいて適正な償却・引当を行い、資産の健全性の確保に努めております。2007年10月からは「信用格付・自己査定システム」を導入し、信用格付と一体化した自己査定に取り組んでおります。

市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株価等の変動により、資産・負債の価値や資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」のことで、

市場リスクについては、市場リスクを統計的手法で測定するバリュー・アット・リスク（VaR）法を採用し、ALM（資産・負債の総合管理）委員会等において調達・運用・収益管理や運用資産のリスク分析及びリスク対策を実施し、安定的な収益確保に努めております。また VaR 法では算出されない異常時の損失額の算定も、別途ストレステストの実施により行っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、「財務内容の悪化等により必要な資金の確保が困難となったり、通常より著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱等により市場で取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」のことで、

財務内容の健全性を示す指標である自己資本比率（2021年度 11.57%）の維持・向上に努める一方で、主な資金調達となる預金についても、特定先や大口に集中することなく多数のお客さまから安定的に吸収するよう努めております。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

オペレーショナル・リスクとは、「金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失を被るリスク」のことで、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを管理対象とし、「オペレーショナル・リスク管理方針」「同管理規程」を定めるとともに、対象とした各種リスクそれぞれの基本方針や関連規程に基づいて適切な管理を実施しております。

事務リスクとは、「役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こしたりすることで損失を被るリスク」のことで、

法務リスク

法務リスクとは、「金庫が行う内部規程の制定や契約書の締結等における法的な検討が不十分であったり、お客さまとの取引において法令等に違反する行為を行うことにより金庫が法的責任を問われるリスク」のことで、

有形資産リスク

有形資産リスクとは、「地震・火災・風水害等の自然災害や犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、金庫が建物や各種設備の毀損・損害等の損失を被るリスク」のことで、

システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムの障害（サイバー攻撃を含む）や誤作動等、システムの不備または不正使用により金庫が損失を被るリスク」のことで、

人的リスク

人的リスクとは、「人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシュアル・ハラスメント等）、保健衛生管理不足等により金庫が損失を被るリスク」のことで、

風評リスク

風評リスクとは、「根拠のない風評（噂）や誤った情報等により金庫の経営体力やサービスに対する顧客の信頼低下が広く伝播し、金庫が損失を被るリスク」のことで、

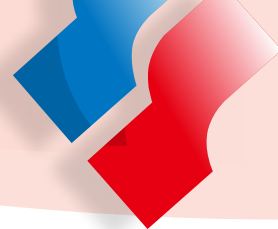
財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
(資産の部)		
現金	4,705	5,292
預け金	286,484	297,956
コールローン	26,000	18,000
有価証券	31,832	33,014
国債	—	—
地方債	13	—
社債	2,890	2,455
株式	2,235	2,127
その他の証券	26,692	28,431
貸出金	402,160	397,341
割引手形	984	1,172
手形貸付	21,963	24,886
証書貸付	377,169	369,400
当座貸越	2,043	1,882
外国為替	7	8
外国他店預け	7	8
その他資産	5,526	5,524
未決済為替貸	218	195
信金中金出資金	3,095	3,095
前払費用	38	34
未収収益	812	970
金融派生商品(資産)	0	3
その他の資産	1,361	1,225
有形固定資産	12,130	12,798
建物	3,106	4,191
土地	8,221	8,221
リース資産	1	—
建設仮勘定	397	—
その他の有形固定資産	403	386
無形固定資産	284	287
ソフトウェア	8	7
その他の無形固定資産	275	280
繰延税金資産	765	784
債務保証見返	502	440
貸倒引当金	△ 3,558	△ 3,820
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,610)	(△ 2,594)
資産の部合計	766,841	767,629

科目	2020年度	2021年度
(負債の部)		
預金積金	704,766	706,133
当座預金	12,275	10,745
普通預金	275,734	285,184
貯蓄預金	1,728	1,902
通知預金	534	574
定期預金	393,486	390,178
定期積金	16,653	13,658
その他の預金	4,354	3,889
借入金	15,081	12,982
借入金	15,081	12,982
その他負債	1,561	1,774
未決済為替借	236	232
未払費用	307	236
給付補填備金	18	11
未払法人税等	409	646
前受収益	212	240
払戻未済金	11	8
職員預り金	41	43
金融派生商品(負債)	—	1
リース債務	1	—
資産除去債務	52	52
その他の負債	270	302
賞与引当金	154	147
退職給付引当金	1,371	1,267
役員退職慰労引当金	346	348
睡眠預金払戻損失引当金	87	74
偶発損失引当金	155	166
再評価に係る繰延税金負債	1,531	1,531
債務保証	502	440
負債の部合計	725,559	724,867
(純資産の部)		
出資金	2,543	2,560
普通出資金	2,543	2,560
利益剰余金	34,395	36,010
利益準備金	2,517	2,543
その他利益剰余金	31,878	33,467
特別積立金	27,500	28,500
当期末処分剰余金	4,378	4,967
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	36,938	38,570
その他有価証券評価差額金	802	650
土地再評価差額金	3,540	3,540
評価・換算差額等合計	4,343	4,190
純資産の部合計	41,282	42,761
負債及び純資産の部合計	766,841	767,629



損益計算書

(単位:千円)

科目	2020年度	2021年度
経常収益	8,383,988	8,519,272
資金運用収益	7,528,097	7,726,802
貸出金利息	6,700,385	6,936,896
預け金利息	333,237	301,575
コールローン利息	47,478	50,250
有価証券利息配当金	369,140	360,263
その他の受入利息	77,856	77,816
役務取引等収益	750,532	710,221
受入為替手数料	387,999	326,136
その他の役務収益	362,533	384,084
その他業務収益	41,772	22,415
外国為替売買益	7,789	7,964
国債等債券売却益	3,938	3,573
金融派生商品収益	15	1,535
その他の業務収益	30,029	9,341
その他経常収益	63,585	59,832
償却債権取立益	42,954	31,586
株式等売却益	—	15
その他の経常収益	20,631	28,231
経常費用	6,549,267	6,031,860
資金調達費用	229,995	211,529
預金利息	173,333	164,963
給付補填備金繰入額	11,320	6,596
借入金利息	45,118	39,756
その他の支払利息	222	212
役務取引等費用	330,748	291,246
支払為替手数料	127,724	98,378
その他の役務費用	203,024	192,868

科目	2020年度	2021年度
その他業務費用	5,745	7,877
その他の業務費用	5,745	7,877
経費	4,984,762	4,900,467
人件費	2,764,138	2,714,243
物件費	2,046,117	1,946,303
税金	174,506	239,921
その他経常費用	998,015	620,739
貸倒引当金繰入額	814,436	522,887
貸出金償却	—	37,704
その他資産償却	1,537	1,537
その他の経常費用	182,041	58,610
経常利益	1,834,721	2,487,411
特別利益	—	—
特別損失	3,060	95,855
固定資産処分損	2,813	68,615
減損損失	247	27,240
税引前当期純利益	1,831,661	2,391,555
法人税、住民税及び事業税	433,368	670,638
法人税等調整額	37,000	40,000
法人税等合計	470,368	710,638
当期純利益	1,361,292	1,680,917
繰越金(当期末残高)	3,017,388	3,301,294
会計方針の変更による累積的影響額	—	△14,890
会計方針の変更を反映した繰越金(当期末残高)	—	3,286,403
当期末処分剰余金	4,378,681	4,967,321

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	2020年度	2021年度
当期末処分剰余金	4,378,681,176	4,967,321,343
剰余金処分額	1,077,386,596	1,068,043,110
利益準備金	26,614,700	16,843,500
普通出資に対する配当金	(年2%) 50,771,896	(年2%) 51,199,610
特別積立金	1,000,000,000	1,000,000,000
繰越金(当期末残高)	3,301,294,580	3,899,278,233

貸借対照表の注記（2021年度）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年～50年
その他 2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク統括部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,638百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生の際の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の

拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2021年3月31日現在）	
年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2021年3月31日現在）	0.4068%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金72百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	3,820百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。

主要な仮定は、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しであります。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策融資と信先については、通常の融資先に比べて新型コロナウイルス感染症の影響があり、今後の信用リスクの悪化が見込まれると仮定しております。

その結果、新型コロナウイルス感染症対策融資と信先をグループ化し、当該グループについて以下の方法により貸倒引当金を算出しております。

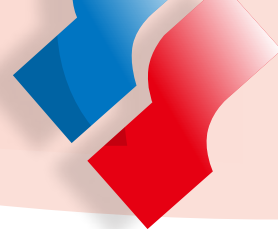
正常先については、従来のその他要注意先に準じて算出しております。その他要注意先については、算定期間を拡大し、1算定期間を延長するとともに、直近の信用リスクの悪化を考慮の上、算出しております。要管理先については、算定期間を拡大して算出しております。

また、不動産賃貸業を営む融資先については、通常の融資先に比べて当金庫全体の与信額に占める割合が高く、融資期間が長期にわたることから、空室率の上昇や賃料相場下落に起因して貸付条件の変更等に応じることとなる融資先が増加し、今後の信用コストの上昇が見込まれると仮定しております。

その結果、不動産賃貸業を営む融資先の一部をグループ化し、当該グループについて過去の急速な景気後退局面での貸倒実績と直近の信用リスクの悪化を考慮の上、貸倒引当金を算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響長期化による事業環境の変化や、空室率や賃料相場の変動による不動産賃貸業の業績変化などを含む個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 11,083百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。



なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,528 百万円
危険債権額	14,326 百万円
三月以上延滞債権額	56 百万円
貸出条件緩和債権額	142 百万円
合計額	18,054 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,172百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	2,451 百万円
預け金	20,000 百万円
担保資産に対応する債務	
預金積金	431 百万円
借入金	12,982 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金30,100百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金660百万円が含まれております。

21. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,208百万円

22. 出資1口当たりの純資産額 835円28銭

23. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法及び手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで経営陣に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金証券部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び資金運用管理委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利及び市場価格の変動リスクの双方の影響を受ける主たる金融商品は「有価証券」であります。また、金利の変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、「有価証券」については、市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間60営業日、信頼区間99%、観測期間60カ月)により算出しており、2022年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で377百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、当金庫では、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、保有期間1年、観測期間60カ月で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利

期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、99パーセントイル値を用いた経済価値は、221百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	297,956	298,467	511
(2) 有価証券	32,983	33,001	17
満期保有目的の債券	2,077	2,095	17
その他有価証券	30,906	30,906	—
(3) 貸出金(*1)	397,341		
貸倒引当金(*2)	△3,819		
	393,522	397,730	4,207
金融資産計	724,462	729,199	4,736
(1) 預金積金(*1)	706,133	706,379	246
(2) 借入金(*1)	12,982	13,075	92
金融負債計	719,116	719,454	338

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(SWAPレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(SWAPレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(SWAPレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(SWAPレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	30
合 計	30

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき時価開示の対象とはしていません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,951	1,969	18
	小計	1,951	1,969	18
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	125	125	△0
	小計	125	125	△0
合 計		2,077	2,095	17

その他有価証券

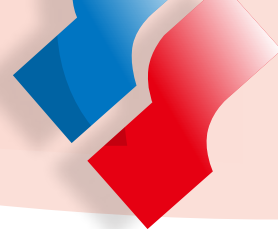
(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価(償却原価)を超えるもの	株式	1,824	927	897
	債券	240	239	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	240	239	0
	その他	24,500	24,322	178
小計	26,566	25,489	1,076	
貸借対照表計上額が取得原価(償却原価)を超えないもの	株式	272	376	△104
	債券	137	137	△0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	137	137	△0
	その他	3,930	4,000	△69
小計	4,339	4,514	△174	
合 計		30,906	30,004	901

26. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

対象資産に重要性が乏しいため記載を省略しております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件に



ついて違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,548 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,492 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,137 百万円
退職給付引当金	396
外国証券投資損失	295
その他	392
繰延税金資産小計	2,221
評価性引当額	△1,185
繰延税金資産合計	1,036
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	251
繰延税金負債合計	251
繰延税金資産の純額	784 百万円

29. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日) (以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の「繰越金(当期首残高)」に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、「繰越金(当期首残高)」の期首残高は14百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

また、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日) (以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この結果、当事業年度の計算書類に与える重要な影響はありません。

30. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

■ 損益計算書の注記 (2021年度)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 32円87銭
- 「その他の経常収益」には、過年度全額償却済みの外国証券からの回収額 6,677千円を含んでおります。
- 当事業年度において、以下の資産について「減損損失」を計上しております。

所在地	主な用途	種類	減損損失(千円)
東京都中央区銀座	旧営業店舗 1物件	建物・その他の 有形固定資産	26,720
長野県諏訪郡富士見町	遊休資産 1物件	その他の 有形固定資産	415
群馬県吾妻郡草津町	遊休資産 1物件	その他の 有形固定資産	103
合計			27,240

資産のグルーピングの単位は、営業店舗は営業店(本店営業部、各支店(出張所を含む))毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店、遊休資産は各資産としております。本部、営業店支援センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

当事業年度において、旧営業店舗については、新店舗へ移転し、今後の使用が見込まれなくなったことから、グルーピングの単位を各資産として、個々の資産ごとに帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、また、遊休資産については、今後も事業の用に供する予定がないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除し算定しております。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、通帳・証書の再発行手数料、口座振替手数料、貸金庫手数料、夜間金庫手数料、不動産担保設定手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 保険販売手数料等の保険販売業務関係の受入手数料、その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他の業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

2020年度及び2021年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2022年6月17日 西京信用金庫 理事長

北村啓介

主な業務の 状況

経営に関する指標

(国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません)

主な経営指標の5事業年度の推移

(単位:百万円)

科目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	8,978	8,312	8,020	8,383	8,519
業務純益	2,115	2,082	2,157	2,101	2,771
経常利益	2,544	1,917	2,047	1,834	2,487
当期純利益	1,802	1,368	1,541	1,361	1,680
出資総額	2,586	2,548	2,517	2,543	2,560
出資総口数	51,621千口	50,418千口	49,538千口	50,862千口	51,194千口
純資産額	37,580	38,641	39,473	41,282	42,761
総資産額	727,577	728,423	701,012	766,841	767,629
預金積金残高	633,765	634,629	637,067	704,766	706,133
貸出金残高	358,007	348,911	352,815	402,160	397,341
有価証券残高	74,239	69,524	33,689	31,832	33,014
単体自己資本比率	9.61%	9.75%	10.10%	10.97%	11.57%
出資に対する配当金(出資一口当たり)	1円	1円	1円	1円	1円
役員数	12人	11人	12人	12人	11人
うち常勤役員数	8人	8人	8人	8人	7人
職員数	409人	352人	317人	315人	312人
会員数	37,537人	36,852人	36,137人	36,012人	35,720人

業務粗利益

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
資金運用収支	7,298	7,515
資金運用収益	7,528	7,726
資金調達費用	229	211
役務取引等収支	419	418
役務取引等収益	750	710
役務取引等費用	330	291
その他の業務収支	36	14
その他業務収益	41	22
その他業務費用	5	7
業務粗利益	7,753	7,948
業務粗利益率	1.06%	1.05%

(注)業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
業務純益	2,101	2,771
実質業務純益	2,780	3,049
コア業務純益	2,776	3,045
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,776	3,045

- (注)1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸引当金繰入額
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

科目	2020年度			2021年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	730,263	7,528	1.03%	756,077	7,726	1.02%
うち貸出金	382,377	6,700	1.75%	401,210	6,936	1.72%
うち預け金	295,103	333	0.11%	298,066	301	0.10%
うちコールローン	18,142	47	0.26%	23,094	50	0.21%
うち有価証券	31,534	369	1.17%	30,602	360	1.17%
資金調達勘定	705,587	229	0.03%	729,516	211	0.02%
うち預金積金	688,893	184	0.02%	715,380	171	0.02%
うち借入金	16,649	45	0.27%	14,093	39	0.28%

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2020年度2,534百万円、2021年度1,733百万円)を控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

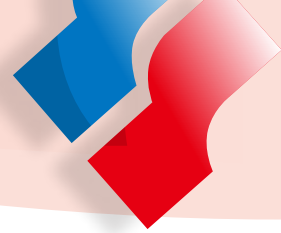
科目	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	314	199	513	265	△67	198
うち貸出金	684	△98	585	329	△93	236
うち預け金	10	△29	△19	3	△34	△31
うちコールローン	29	△24	5	12	△10	2
うち有価証券	△179	121	△57	△10	2	△8
支払利息	10	△15	△5	7	△26	△18
うち預金積金	13	△14	△0	6	△19	△13
うち借入金	△25	21	△4	△6	1	△5

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しております。

諸比率

科目	2020年度	2021年度
総資産経常利益率	0.24%	0.32%
総資産当期純利益率	0.18%	0.21%
総資金利鞘	0.30%	0.32%
資金運用利回り	1.03%	1.02%
資金調達原価率	0.73%	0.70%
預貸率		
期末	57.06%	56.27%
期中平均	55.50%	56.08%
預証率		
期末	4.51%	4.67%
期中平均	4.57%	4.27%

- (注)1. 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益/総資産(除く債務保証見返)平均残高×100
 2. 預貸率 = 貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100
 3. 預証率 = 有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100



預金に関する指標

(国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません)

①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

②固定金利定期預金、変動金利定期預金の区分ごとの定期預金の残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
流動性預金	273,343	298,701
うち有利息預金	246,351	270,953
定期性預金	415,546	416,674
うち固定金利定期預金	398,342	401,873
うち変動金利定期預金	0	0
その他	3	3
計	688,893	715,380
譲渡性預金	—	—
合計	688,893	715,380

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
定期預金	393,486	390,178
固定金利定期預金	393,485	390,178
変動金利定期預金	0	0

貸出金に関する指標

(国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません)

貸出金科目別残高

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
割引手形	984	1,172
手形貸付	21,963	24,886
証書貸付	377,169	369,400
当座貸越	2,043	1,882
合計	402,160	397,341

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
割引手形	1,436	1,014
手形貸付	24,632	22,480
証書貸付	354,351	375,948
当座貸越	1,956	1,766
合計	382,377	401,210

貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	4,473	4,010
有価証券	—	—
不動産	224,843	218,194
その他	—	—
計	229,316	222,205
信用保証協会・信用保険	128,317	130,389
保証	36,838	35,943
信用	7,689	8,802
合計	402,160	397,341

債務保証見返担保別内訳

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	8	—
有価証券	—	—
不動産	472	425
その他	—	—
計	480	425
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	—	—
信用	22	14
合計	502	440

固定金利・変動金利の区分による貸出金残高

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
固定金利貸出金	197,818	200,257
変動金利貸出金	204,342	197,084
合計	402,160	397,341

貸出金償却額

(単位:百万円)

科目	2020年度	2021年度
貸出金償却額	—	37

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2020年度	269	947	—	269	947
	2021年度	947	1,226	—	947	1,226
個別貸倒引当金	2020年度	2,662	2,610	188	2,474	2,610
	2021年度	2,610	2,594	261	2,349	2,594
合計	2020年度	2,932	3,558	188	2,744	3,558
	2021年度	3,558	3,820	261	3,297	3,820

(注) 一般貸倒引当金は、将来の貸倒損失に備えて引当てているもので、過去の貸倒実績率を基準として計上しております。一方、個別貸倒引当金は、回収に懸念のある貸出金に対し貸倒見込額を個別に引当てております。

貸出金業種別残高

(単位:百万円)

業種区分	2020年度			2021年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	429	13,562	3.4%	444	12,866	3.2%
農業、林業	2	17	0.0%	3	15	0.0%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,325	43,576	10.8%	1,396	43,258	10.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	271	7,216	1.8%	281	7,757	2.0%
運輸業、郵便業	128	6,907	1.7%	130	6,636	1.7%
卸売業、小売業	1,159	36,447	9.1%	1,218	36,346	9.1%
金融業、保険業	29	1,726	0.4%	30	1,740	0.4%
不動産業	2,025	159,849	39.7%	2,102	161,665	40.7%
(うち、不動産賃貸業)	(1,342)	(108,710)	(27.0%)	(1,345)	(111,379)	(28.0%)
物品賃貸業	15	760	0.2%	15	1,005	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	284	5,423	1.3%	353	6,040	1.5%
宿泊業	6	222	0.1%	9	286	0.1%
飲食業	680	11,706	2.9%	729	11,192	2.8%
生活関連サービス業、娯楽業	432	8,564	2.1%	464	9,150	2.3%
教育、学習支援業	65	1,690	0.4%	66	1,913	0.5%
医療・福祉	220	5,808	1.4%	244	5,422	1.4%
その他のサービス	950	20,344	5.1%	980	19,027	4.8%
小計	8,020	323,826	80.5%	8,464	324,346	81.6%
地方公共団体	3	2,687	0.7%	3	2,189	0.6%
個人	7,264	75,647	18.8%	6,758	70,806	17.8%
合計	15,287	402,160	100.0%	15,225	397,341	100.0%

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. その他のサービス業に含まれる主な業種は、ビルメンテナンス業、建築設計業、産業廃棄物処理業、広告デザイン業、展示装飾業などです。

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

使 途	2020年度		2021年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	163,600	40.7%	171,215	43.1%
運転資金	177,698	44.2%	168,247	42.3%
消費・住宅	60,862	15.1%	57,878	14.6%
合計	402,160	100.0%	397,341	100.0%

為替に関する指標

国内為替取扱実績 ()内は件数

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
送金	仕向為替	399,105
	(697,122)	415,259
振込為替	被仕向為替	460,075
	(740,110)	(718,401)
代金取立	仕向	2,246
	(1,789)	2,561
	被仕向	1,367
	(635)	(1,854)
		(501)

外国為替取扱実績

(単位:千米ドル)

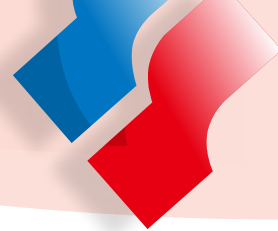
科 目	2020年度	2021年度
貿易	輸出	6,018
	輸入	7,634
	10,486	14,816
小計	16,504	22,450
貿易外	4,786	5,098
合計	21,292	27,548
うち両替	2	0

有価証券に関する指標

有価証券種類別期末残高・平均残高

(単位:百万円)

種 類	2020年度		2021年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	—	0	—	0
地方債	13	13	—	14
社債	2,890	3,701	2,455	2,691
株式	2,235	1,496	2,127	1,337
外国証券	25,859	25,500	27,569	25,735
その他の証券	833	822	861	822
合計	31,832	31,534	33,014	30,602



有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	2020年度	—	—	—	—	—	—
	2021年度	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2020年度	13	—	—	—	—	—	—	13
	2021年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2020年度	433	1,156	720	395	184	—	—	2,890
	2021年度	546	1,042	423	392	49	—	—	2,455
株式	2020年度	—	—	—	—	—	—	2,235	2,235
	2021年度	—	—	—	—	—	—	2,127	2,127
外国証券	2020年度	—	23,857	2,001	—	—	—	0	25,859
	2021年度	23,639	1,960	—	1,970	—	—	0	27,569
その他の証券	2020年度	—	—	—	—	—	—	833	833
	2021年度	—	—	—	—	—	—	861	861

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当ありません

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	2,484	2,518	34	1,951	1,969	18
	小 計	2,484	2,518	34	1,951	1,969	18
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	26	26	△0	125	125	△0
	小 計	26	26	△0	125	125	△0
合 計		2,510	2,545	34	2,077	2,095	17

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価(償却 原価)を超え るもの	株式	1,790	966	823	1,824	927	897
	債券	330	327	2	240	239	0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	330	327	2	240	239	0
その他	25,694	25,322	371	24,500	24,322	178	
小 計	27,815	26,616	1,198	26,566	25,489	1,076	
貸借対照表 計上額が取 得原価(償却 原価)を超え ないもの	株式	413	496	△82	272	376	△104
	債券	63	63	△0	137	137	△0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	13	14	△0	—	—	—
	社債	49	49	△0	137	137	△0
その他	998	1,000	△2	3,930	4,000	△69	
小 計	1,475	1,560	△84	4,339	4,514	△174	
合 計	29,290	28,177	1,113	30,906	30,004	901	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 「その他」は外国証券、優先出資証券です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	
	2020年度	2021年度
非上場株式	30	30
合 計	30	30

金銭の信託の時価等情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません

3. その他の金銭の信託

該当ありません

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません

2. 通貨関連取引

(単位:百万円)

種類	2020年度				2021年度			
	契約額等	(うち1年起)	時価	評価損益	契約額等	(うち1年起)	時価	評価損益
店頭為替予約	売	—	—	—	—	—	—	—
	建	—	—	—	—	—	—	—
	買	—	—	—	—	—	—	—
	建	—	—	—	—	—	—	—

3. 株式関連取引

該当ありません

4. 債券関係取引

該当ありません

5. 商品関係取引

該当ありません

6. クレジットデリバティブ取引

該当ありません

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権

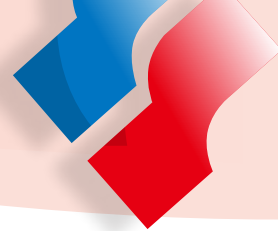
信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権は、貸出金その他、債務保証見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金、未収利息を含んだ債権です。

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	3,345	3,345	1,977	1,368	100.00%	100.00%
	2021年度	3,528	3,528	2,294	1,234	100.00%	100.00%
危険債権	2020年度	13,071	11,743	10,500	1,242	89.84%	48.34%
	2021年度	14,326	12,826	11,466	1,360	89.53%	47.55%
要管理債権	2020年度	330	234	233	0	70.91%	0.34%
	2021年度	198	181	180	0	90.97%	0.55%
三月以上延滞債権	2020年度	109	109	109	0	99.61%	20.39%
	2021年度	56	56	56	0	100.00%	100.00%
貸出条件緩和債権	2020年度	220	124	124	0	56.63%	0.23%
	2021年度	142	124	124	0	87.41%	0.40%
小計(A)	2020年度	16,747	15,323	12,711	2,611	91.50%	64.71%
	2021年度	18,054	16,535	13,941	2,594	91.59%	63.08%
正常債権(B)	2020年度	386,047					
	2021年度	379,855					
総与信残高(A)+(B)	2020年度	402,794					
	2021年度	397,909					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。



報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全従業員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数、業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫は、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	188

(単位:百万円)

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 左記の内訳は、「報酬等」155百万円、「退職慰労金」33百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2021年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況 《 定性的な開示事項 》

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に「出資金」、および永年に亘り利益より蓄積してきた「利益剰余金」、そして「一般貸倒引当金」、また2022年度までは、経過措置により所定の掛け目を乗じた額の算入が認められている「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額」等の項目からなるコア資本に係る基礎項目の額と自己資本の控除項目であるコア資本に係る調整項目の額で構成されております。なお、当金庫は優先出資証券の発行や負債性資本調達手段等の導入は行っておりません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内業務のみを取扱う信用金庫に求められる自己資本比率4%(国内基準)を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しております。

将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを基本的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクは、貸出金等の信用を供与した企業等の財務状況が悪化したことなどから、資産の価値が減少もしくは消失し損失を被るリスクをいいます。当金庫は信用リスクを管理すべき最重要リスクと認識し、融資業務の基本的理念や手続き等を明示した「リスク管理の基本方針」および「信用リスク管理規程」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価は、1999年より信用格付制度を導入しております。また、信用格付・自己査定システムを導入し、信用リスクの計量化を実施しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離しております。また、信用リスクの管理状況については、定期的に理事会等に報告する態勢としております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「資産査定に関わる償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻先債権及び実質破綻先債権に対しては優良担保、一般担保を除いた未保全額の全額に引当を行っております。破綻懸念先債権に対しては、優良担保、一般担保を除いた未保全額に対し貸倒実績率を乗じる等により算出し引当を行っております。なお、引当状況については、監査法人の監査を受け適正な引当金を計上しております。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
[適格格付機関名]
 - 株式会社日本格付研究所
 - 株式会社格付投資情報センター
 - フィッチ・レーティングス・リミテッド
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
 - S&P グローバル・レーティング
- ② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
種類ごとの適格格付機関等の使用は行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では信用リスクを軽減するために、取引先によっては不動産担保

や預金担保、また信用保証協会の保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置と認識しており、融資を行うにあたっては、経営者の資質、資金使途、返済源、財務内容などから総合的に融資可否を判断しており、担保や保証に過度に依存しない融資推進の徹底を図っております。審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへ十分な説明を行いご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。また、金庫で定めた「融資事務取扱規程」等により適切な管理・評価を行っております。

パーゼルⅢにおける主要な保証には、政府保証、地方公共団体保証、適格格付機関が格付を付与した「しんきん保証基金」等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、その場合には「融資事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫が行っている派生商品取引には為替先物予約取引があります。

お客さまとの取引にあたっては総与信取引における保全枠との一体的な管理により、与信判断を行うことでリスクを限定し適切な保全措置を講じております。当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定、リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針については特に定めておりません。また、当金庫はオリジネーターとして、2019年3月に(株)日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。))が組成した「シンセティック型CLO」に参加して当金庫の複数の事業者向け貸出債権(原債権)を証券化しております。原債権については、当金庫の自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施して、原債権の債務不履行発生等(CDS契約におけるクレジット・イベントの発生)の際には関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しています。本派生商品取引については取引相手である公庫が支払い不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産等、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当金庫は、オリジネーターとしてではなく、投資家として証券化エクスポージャーを保有しています。投資家としての投資に対するリスク認識は、有価証券投資の一環として捉えて市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて運用状況等について検討を図り、適切なリスク管理を行っております。

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称

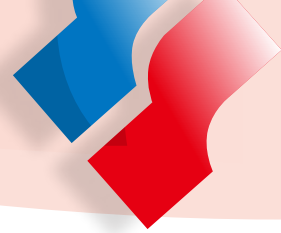
当金庫は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

二. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。



- 株式会社日本格付研究所
- 株式会社格付投資情報センター
- フィッチ・レーティングス・リミテッド
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- S&P グローバル・レーティング

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象などにより損失を被るリスク」としております。当金庫は、オペレーショナル・リスクに該当するリスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと認識し、これらリスクの発生を可能な限り最小限に止めるために、「オペレーショナル・リスク管理方針」・「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、組織・管理態勢の整備を行いリスク発生の未然防止に努めております。

事務リスクについては「事務リスク管理委員会」、システムリスクについては「システム管理委員会」が各々のリスクの当金庫における現状を、異なった側面から漏れなく検討を加え評価し改善策を検討し、統括部署が必要に応じて理事会等への報告を実施し、リスクを極小化するよう改善に努めております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

【基礎的手法の算出方法】

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \frac{\text{粗利益直近3年間} \times 15\%}{3}$$

自己資本比率を算出する際には、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額を信用リスク・アセットの額に加え、リスク・アセット等の額の合計額として算出の分母といたします。

8. 信用金庫施行令第11条第7項第3号に規定する出資 その他これに類するエクスポージャー又は株式等エク スポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

これらに該当するものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券です。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスク認識については、時価評価やVaRによるリスク計測によって把握するとともに、運用状況について資金運用管理委員会でリスク分析を行うなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式投資は、基本的に債券投資のヘッジ資産として保有する位置づけとしており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけております。また、非上場株式、政策投資株式に関しては、取得・売却の都度、理事会もしくは常勤理事会で協議し、適正な運用・管理を行っております。そして、リスクの状況を定期的に適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の減少や、将来の収益性の低下など損失を被るリスクを指し、当金庫では金利リスクを統合的リスク管理における対象リスクの一つとして管理しております。当金庫では必要に応じて評価・計測を行い対策等を検討し、その結果について「ALM委員会」や「統合的リスク管理委員会」で検討し対策を講じる態勢としております。なお、金利リスクの計測頻度は四半期ごとに実施しております。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘

定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの（を言う。）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項。

- 流動性預金に割り当てられた金利更改の平均満期：1.25年
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年
- 流動性預金への満期の割当方法やその前提：金融庁が定める保守的な前提
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提：金融庁が定める保守的な前提
- 複数の通貨の集計方法及びその前提：通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関は考慮していません。（現在は、日本円のみ作成）
- スプレッドに関する前提：スプレッドを含めておりません。（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か）
- 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提：該当ございません。
- 前事業年度末からの変動に関する説明：△EVEは前事業年度末に比べ減少しました。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明：当金庫の重要性テスト（△EVEの最大値/自己資本の額）の結果は、基準値である自己資本の額の20%以内に収まっております。

② 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
統合的リスク管理におけるストレステストにおいては、金利上昇幅を4%（400BPV）としております。四半期ごとに計測している統合的リスク量においては、預貸金の金利リスク量を99パーセントイル値にて算出しております。
- 金利リスク計測の前提及びその意味
市場リスクのうち、有価証券の金利リスクをVaR方式で管理しており、貸出金、預け金、預金の金利リスクについては、99パーセントイル値/1パーセントイル値の現在価値変動幅を使用して、統合的リスク管理を行っております。

自己資本の充実の状況

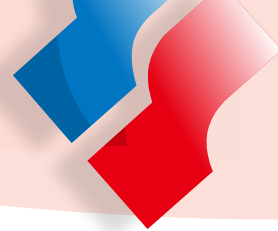
1.自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,888	38,519
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,543	2,560
うち、利益剰余金の額	34,395	36,010
うち、外部流出予定額(△)	50	51
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	947	1,226
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	947	1,226
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	684	456
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,520	40,202
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	204	207
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	204	207
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	204	207
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	38,315	39,994
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	334,637	330,690
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,646	3,646
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	5,072	5,072
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,541	14,836
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	349,179	345,527
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.97%	11.57%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



2. 定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	334,637	13,385	330,690	13,227
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	330,308	13,212	326,700	13,068
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	120	4	120	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	58,468	2,338	58,979	2,359
法人等向け	53,318	2,132	53,689	2,147
中小企業等向け及び個人向け	46,052	1,842	45,201	1,808
抵当権付住宅ローン	9,733	389	9,436	377
不動産取得等事業向け	128,191	5,127	126,249	5,049
3月以上延滞等	917	36	676	27
取立未済手形	43	1	39	1
信用保証協会等による保証付	3,731	149	3,749	149
出資等	1,495	59	1,336	53
出資等のエクスポージャー	1,495	59	1,336	53
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	28,236	1,129	27,223	1,088
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,150	166	3,918	156
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	21,710	868	20,929	837
② 証券化エクスポージャー	681	27	343	13
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 非STC要件適用分	681	27	343	13
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,072	202	5,072	202
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,541	581	14,836	593
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	349,179	13,967	345,527	13,821

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉 $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3.信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		3月以上延滞 エクスポージャー	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
国内	741,152	740,751	401,706	397,273	2,905	2,456	1,284	867
国外	25,527	27,528	—	—	25,527	27,528	—	—
地域別合計	766,679	768,280	401,706	397,273	28,432	29,985	1,284	867
製造業	14,774	13,869	13,936	13,190	—	—	31	26
農業、林業	17	15	17	15	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	44,157	43,959	44,157	43,959	—	—	198	33
電気・ガス・熱供給・水道業	39	39	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7,548	7,592	7,509	7,553	—	—	20	19
運輸業、郵便業	9,005	8,333	7,026	6,724	1,735	1,365	—	—
卸売業、小売業	36,701	36,620	36,591	36,510	—	—	320	210
金融業、保険業	319,116	332,621	1,732	1,745	26,683	28,619	—	—
不動産業	164,904	168,047	164,849	167,993	—	—	180	181
物品賃貸業	767	1,012	760	1,005	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5,983	6,388	5,982	6,387	—	—	8	24
宿泊業	222	286	222	286	—	—	—	—
飲食業	12,315	11,954	12,315	11,954	—	—	43	44
生活関連サービス業、娯楽業	9,086	9,661	9,086	9,661	—	—	6	4
教育、学習支援業	1,733	1,976	1,733	1,976	—	—	—	—
医療、福祉	7,015	6,482	7,015	6,482	—	—	20	0
その他のサービス	20,156	19,464	20,107	19,414	—	—	277	71
国・地方公共団体等	2,702	2,190	2,688	2,190	14	—	—	—
個人	65,494	59,828	65,494	59,828	—	—	177	249
その他	44,935	37,936	477	393	0	0	—	—
業種別合計	766,679	768,280	401,706	397,273	28,432	29,985	1,284	867
1年以下	124,124	147,015	63,145	65,230	448	24,070		
1年超3年以下	309,038	323,364	69,410	72,774	24,681	3,048		
3年超5年以下	59,516	56,887	56,791	56,463	2,725	423		
5年超7年以下	44,271	47,673	43,878	45,280	393	2,392		
7年超10年以下	52,355	44,940	52,171	44,890	183	49		
10年超	111,982	108,214	111,982	108,214	—	—		
期間の定めのないもの	65,389	40,184	4,327	4,418	0	0		
残存期間別合計	766,679	768,280	401,706	397,273	28,432	29,985		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

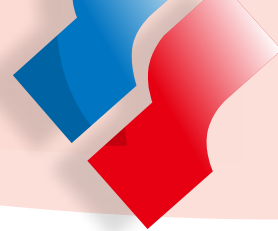
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

32 ページの「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」をご覧ください。



八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額		2020年度	2021年度
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度		
製造業	41	37	△79	△4	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	220	176	64	△43	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	65	62	△3	△3	—	24
運輸業、郵便業	236	234	△4	△2	—	—
卸売業、小売業	702	679	51	△23	—	13
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	845	1,014	△78	168	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	79	122	△3	42	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	259	71	14	△188	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	89	86	△13	△2	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	9	5	2	△3	—	—
その他のサービス	44	51	△1	7	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	16	52	0	36	—	—
合計	2,610	2,594	△52	△16	—	37

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	86,501	—	88,850
10%	—	38,609	—	38,753
20%	3,000	308,089	3,000	311,613
35%	—	28,084	—	27,217
50%	23,731	583	25,300	401
75%	—	65,265	—	64,438
100%	3,003	209,117	3,003	205,269
150%	—	537	—	431
250%	—	154	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	29,735	736,944	31,304	736,976

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
ポートフォリオ				
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	6,540	8,062	116,135	118,056

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
①派生商品取引合計	81	41	81	41
(i)外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)クレジット・デリバティブ	81	41	81	41
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	81	41	81	41

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

与信相当額の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

(単位:百万円)

種 類	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—

6.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

ロ.投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

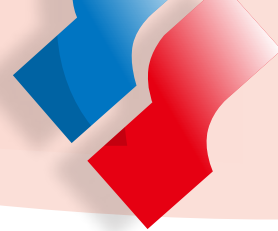
a.証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
	オンバランス取引	オンバランス取引
証券化エクスポージャーの額	271	210
(i)カードローン	—	—
(ii)住宅ローン	—	—
(iii)自動車ローン	—	—
(iv)上記を除く資産	271	210

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません



② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
	オンバランス取引	オンバランス取引	オンバランス取引	オンバランス取引
0%	271	210	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,037	3,037	2,958	2,958
非上場株式等	3,127	—	3,127	—
合 計	6,165	3,037	6,086	2,958

(注) 貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
売却益	—	0
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	752	832

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	—	—

8. 金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,362	5,497	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	985	1,034				
3	スティープ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	3,362	5,497	985	1,034				
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末		前期末		当期末		前期末	
		39,994		38,315					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

単体の開示項目

信用金庫施行規則

第132条第1項第1号

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
イ.事業の組織	13
ロ.理事及び監事の氏名及び役職名	2
ハ.会計監査人の氏名又は名称	30
ニ.事務所の名称及び所在地	46

第132条第1項第2号

2.金庫の主要な事業の内容	17
---------------	----

第132条第1項第3号

3.金庫の主要な事業に関する事項	
イ.直近の事業年度における事業の概況	11
ロ.直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	31
(1)経常収益	
(2)経常利益又は経常損失	
(3)当期純利益又は当期純損失	
(4)出資総額及び出資総口数	
(5)純資産額	
(6)総資産額	
(7)預金積金残高	
(8)貸出金残高	
(9)有価証券残高	
(10)単体自己資本比率	
(11)出資に対する配当金	
(12)職員数	
ハ.直近の2事業年度における事業の状況	
(1)主要な業務の状況を示す指標	31
①業務粗利益及び業務粗利益率	
②資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
④受取利息及び支払利息の増減	
⑤総資産経常利益率	
⑥総資産当期純利益率	
(2)預金に関する指標	32
①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
(3)貸出金に関する指標	
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	32
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	32
③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	32
④使途別の貸出金残高	33
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
⑥預貸率の期末値及び期中平均値	31
(4)有価証券に関する指標	
①有価証券の種類別の残存期間別の残高	34
②有価証券の種類別平均残高	33
③預証率の期末値及び期中平均値	31

第132条第1項第4号

4.金庫の事業の運営に関する事項	
イ.リスク管理の体制	23
ロ.法令遵守の体制	19
ハ.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7
ニ.金融ADR制度への対応	22

第132条第1項第5号

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
イ.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	25
ロ.金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	35
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2)危険債権	
(3)三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4)貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5)正常債権	
ハ.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
(1)自己資本の構成に関する開示事項	39
(2)定性的な開示事項	37
(3)定量的な開示事項	40
ニ.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価、評価損益	
(1)有価証券	34
(2)金銭の信託	35
(3)規則第102条第1項第5号に掲げる取引	35
ホ.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	32
ヘ.貸出金償却の額	32
ト.金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査法人の監査を受けている場合にはその旨	30

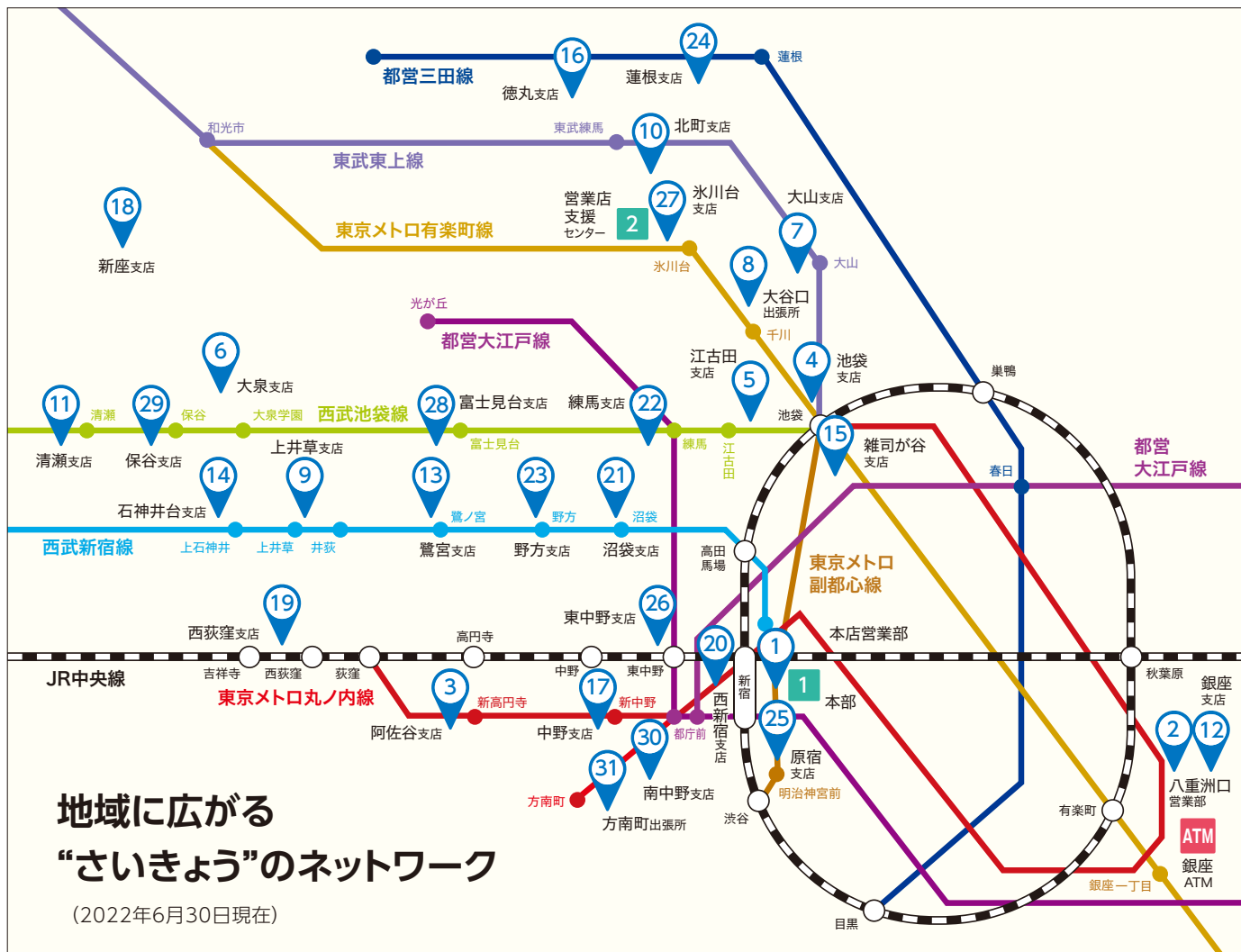
第132条第1項第6号

6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの。	36
--	----

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく開示項目

資産査定項目	35
--------	----

店舗配置図



店舗一覧

(阿佐谷支店以下50音順)

店舗名	店番号	所在地	電話番号	店舗名	店番号	所在地	電話番号
① 本店営業部	001	新宿区新宿4-3-20	03-3356-7111	①⑨ 西荻窪支店	026	杉並区西荻北3-16-6	03-3395-2611
② 八重洲口営業部	050	中央区八重洲2-11-3	03-6228-7177	②⑩ 西新宿支店	014	新宿区西新宿5-4-7	03-3374-4300
③ 阿佐谷支店	005	杉並区梅里2-18-10	03-3312-8111	③⑪ 沼袋支店	016	中野区沼袋1-37-2	03-3387-8171
④ 池袋支店	003	豊島区西池袋1-44-1	03-3971-0291	④⑫ 練馬支店	028	練馬区豊玉北5-14-3	03-3993-4311
⑤ 江古田支店	029	練馬区栄町44-7	03-3993-7611	⑤⑬ 野方支店	021	中野区野方6-31-10	03-3338-6111
⑥ 大泉支店	032	練馬区東大泉3-20-8	03-3921-1211	⑥⑭ 蓮根支店	034	板橋区蓮根1-28-14	03-3960-4271
⑦ 大山支店	006	板橋区大山町3-5	03-3956-4136	⑦⑮ 原宿支店	046	渋谷区神宮前3-23-5	03-6438-9731
⑧ 大山支店大谷口出張所	006	板橋区大谷口2-1-1	03-3554-2111	⑧⑯ 東中野支店	010	中野区東中野3-8-9	03-3369-6151
⑨ 上井草支店	012	杉並区井草5-6-6	03-3395-2171	⑨⑰ 氷川台支店	036	練馬区氷川台3-33-3	03-3937-0411
⑩ 北町支店	030	練馬区北町1-30-4	03-3931-0131	⑩⑱ 富士見台支店	011	練馬区富士見台2-1-14	03-3990-1161
⑪ 清瀬支店	035	清瀬市松山1-5-4	042-492-5415	⑪⑲ 保谷支店	033	西東京市東町3-11-26	042-421-4111
⑫ 銀座支店	008	中央区八重洲2-11-3 (西京信用金庫 八重洲口営業部内)	03-6228-7177	⑫⑳ 南中野支店	007	中野区弥生町4-24-1	03-3381-8176
⑬ 鷺宮支店	031	中野区鷺宮4-44-10	03-3339-2221	⑬㉑ 南中野支店方南町出張所	007	杉並区方南1-13-11	03-3323-0731
⑭ 石神井台支店	015	練馬区石神井台4-12-18	03-3929-7671	ATMコーナー			
⑮ 雑司が谷支店	017	豊島区目白2-16-19	03-3982-5031	ATM 銀座ATMコーナー		中央区銀座1-5-12	03-6228-7177
⑯ 徳丸支店	013	板橋区徳丸1-59-7	03-3935-1441	本部関係			
⑰ 中野支店	002	中野区本町4-44-13	03-3383-2511	① 本部		新宿区新宿4-3-20	03-3356-7121
⑱ 新座支店	038	新座市片山1-15-24	048-479-1183	② 営業店支援センター		練馬区氷川台3-33-3	03-6281-0779

※全店舗(出張所含む)のATMコーナーに「ICキャッシュカード対応ATM」「通帳繰り越しATM」「視覚障がい者用ハンドセット付ATM」を設置しています。



本誌は環境に優しい「植林紙」と「植物油インク」を使用しています。